幕別町水防計画

令和２年７月

幕　　別　　町

第1章　総　則

第１節　目　的 …… １
第２節　用語の定義…… １
第３節　水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱 …… ３
１　水防の責任 …… ３
２　処理すべき事務又は業務の大綱 …… ３
３　水防計画の作成及び変更 …… ５
４　津波における留意事項 …… ５
５　安全配慮 …… ５

第2章　水防組織

第１節　町の組織 …… ７
１　組　織 …… ７
２　水防本部の事務分掌 …… ８
３　消防機関の組織 …… ９
４　消防機関の水防分担区域 …… １０
第２節　大規模氾濫減災協議会 …… １０
１　大規模氾濫減災協議会 …… １０
２　北海道大規模氾濫減災協議会 …… １１

第3章　重要水防箇所

重要水防箇所 …… １２

第4章　予報及び警報

第１節　気象庁が行う予報及び警報 …… １３
１　気象台（測候所）が発表又は伝達する注意報及び警報 …… １３
２　気象情報等の種類 …… １７
３　大雨警報・洪水警報の危険度分布等 …… １８
４　警報等の伝達経路及び手段 …… １９
図４－１－１　気象警報等伝達系統図（洪水の場合） …… １９
図４－１－２　気象警報等伝達系統図（津波の場合） …… ２０
第２節　洪水予報河川における洪水予報 …… ２０
１　種類及び発表基準 …… ２０
２　国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 …… ２１
第３節　水位周知河川における水位到達情報 …… ２３
１　種類及び発表基準 …… ２３
２　国土交通省が行う水位情到達報の通知 …… ２４
図４－３－１　水位観測通報系統図 …… ２５
３　道が行う水位到達情報の通知 …… ２５
図４－３－２　水位観測通報系統図 …… ２７
第４節　水防警報 …… ２７
１　安全確保の原則 …… ２７

２　洪水時の河川に関する水防警報 …… ２７
３　国土交通省が行う水防警報 …… ２８
図４－４－１　国土交通省が行う水防警報伝達系統図 …… ２９
４　道が行う水防警報 …… ３０
図４－４－２　道が行う水防警報伝達系統図 …… ３１

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第１節　水位の観測、通報及び公表 …… ３２
１　水位観測所 …… ３２
２　潮位観測所 …… ３２
３　水位の通報 …… ３２
図５－１－１　水位等通報系統図（国・道） …… ３３
図５－１－２　水位等通報系統図（町から住民） …… ３３
４　水位の公表 …… ３４
第２節　雨量の観測及び通報 …… ３４
１　雨量観測所 …… ３４
２　雨量の通報 …… ３４
３　通報系統 …… ３４

第6章 気象予報等の情報収集

１　市町村向け情報提供 …… ３５
２　一般向け情報提供 …… ３５

第7章 ダム･水門等の操作

第１節　ダム …… ３６
１　ダム操作 …… ３６
２　ダム情報連絡系統 …… ３６
第２節　水門等 …… ３７
１　河川区間の水門等（洪水） …… ３７
２　水門等の操作の連絡 …… ３７

第8章 通信連絡

第１節　水防通信網の確保 …… ３８
１　水防通信網の確保 …… ３８
２　災害時優先電話等の利用 …… ３８
３　電気通信設備の優先利用等 …… ３９
４　水防通信連絡 …… ３９

第9章 水防施設及び輸送

第１節　水防倉庫及び水防資器材 …… ４１

１　水防倉庫及び水防資器材 …… ４１
２　水防資器材の調査等 …… ４１
３　水防資器材の不足の対応 …… ４１
第２節　輸送経路等の確保 …… ４１
１　輸送経路等の確保 …… ４１
２　輸送計画 …… ４１

第10章 水防活動

第１節　水防非常配備体制等 …… ４２
１　町の警戒体制及び非常配備体制 …… ４２
第２節　巡視及び警戒 …… ４７
１　平常時 …… ４７
２　出水時 …… ４７
第３節　水防作業 …… ４７
第４節　警戒区域の指定 …… ４８
第５節　避難のための立退き …… ４８
第６節　決壊・越水等の通報 …… ４８
１　決壊通報 …… ４８
２　決壊・越水等の通報系統 …… ４８
図10−１　堤防等の決壊・越水等通報系統図 …… ４８
図10−２　異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図 …… ４８
３　決壊等後の措置 …… ４８
第７節　水防配備の解除 …… ４８

第11章 水防信号、水防標識等

第１節　水防信号 …… ５１
第２節　水防標識 …… ５２
第３節　身分証票 …… ５２

第12章 協力及び応援

第１節　河川管理者の協力 …… ５３
１　北海道開発局長の協力が必要な事項 …… ５３
２　知事の協力が必要な事項 …… ５３
第２節　水防管理団体相互の応援及び相互協定 …… ５３
第３節　警察官の援助要求 …… ５４
第４節　自衛隊の派遣要請 …… ５４
第５節　国（帯広開発建設部、帯広測候所）及び
北海道（十勝総合振興局）との連携 …… ５５
１　水防連絡協議会等 …… ５５
２　ホットライン …… ５５
第６節　住民、自主防災組織等との連携 …… ５５

第13章　費用負担と公用負担

第１節　費用負担…… ５６
第２節　公用負担…… ５６
　１　公用負担 …… ５６
　２　公用負担権限委任証 …… ５６
　　様式13−１　公用負担権限委任証 …… ５６
　３　公用負担命令書 …… ５７
　　様式13−２　公用負担命令票 …… ５７
　４　損失補償 …… ５７

第14章　水防報告

第１節　水防記録…… ５８
第２節　水防報告…… ５８
第３節　水防活動実施報告…… ５８
　　様式14−１　水防活動実施報告書 …… ５９

第15章　水防訓練

第１節　実施責任者…… ６０
第２節　水防訓練の内容…… ６０

第16章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

１　浸水想定区域の指定状況 …… ６１
２　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置… ６１
３　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等…… ６１
４　洪水、津波ハザーマップ等の配布等 …… ６２
５　町民への周知 …… ６２

別　表

別表１　重要水防箇所 …… ６６
別表２－１　水門等の設置場所及び構造重要水防箇所（ポンプ施設）…… ６８
別表２－２　水門等の設置場所及び構造重要水防箇所（水門・樋門・樋管）…… ６９
別表３　水防資器材の現況 …… ７５
別表４　水防資器材の民間調達可能状況 …… ７６
別表５　地区別巡視責任者 …… ７７

資　料

資料１　幕別町防災会議条例 …… ８０
資料２　水防法 …… ８２

資料３　水防工法 …… １０８
資料４　水防に関する用語集 …… １２２
資料５　浸水想定区域図 …… １２４
資料６　浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧 …… １２８

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という）第４条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる幕別町が、同法第 33 条第１項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水、津波又はその他の水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1)　水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。

(2)　指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

(3)　水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

(4)　消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

(5)　消防機関の長

消防本部を置かない幕別町にあっては消防団長をいう（法第２条第５項）。

(6)　水防団

法第６条に規定する水防団をいう。

(7)　量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第 10 条第３項）。道の水防計画で定める量水標管理者は、道の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

(8)　水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第１項）。

(9)　洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第２項及び第３項)。

(10)　水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水又は津波により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は道の機関が、洪水又は津波によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第 16 条)。

(11)　水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条)。

(12)　水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13)　水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14)　氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15)　避難判断水位

町長の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安となる水位であり、町民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(16)　氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう。水位周知河川においては、法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17)　重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上

特に注意を要する箇所をいう。

(18)　洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

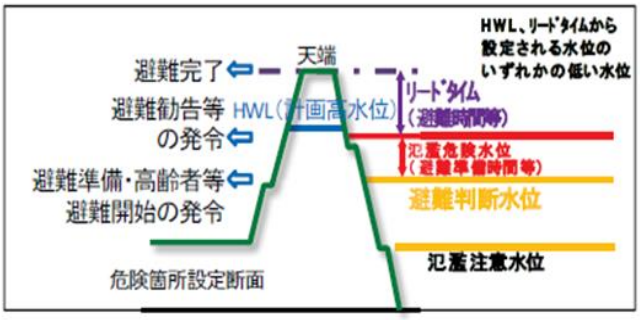

水位	避難行動及び水防活動の目安
天端	◆避難完了
氾濫危険水位（特別警戒水位）	◆避難勧告等発令の目安
避難判断水位	◆避難準備・高齢者等避難開始発令 ◆水防団指示の目安
氾濫注意水位（警戒水位）	◆水防団出動の目安
水防団待機水位（通報水位）	◆水防団待機の目安

第３節　水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に関係のある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１　水防の責任

町は、幕別町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条）。

２　処理すべき事務又は業務の大綱

(1)　幕別町の責務

町は、水防管理団体でありかつ知事が指定する指定水防管理団体である。具体的には、主に次のような事務を行う。

①　水防団の設置（法第５条）
②　水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
③　平常時における河川等の巡視（法第９条）
④　水位の通報（法第 12 条第１項）
⑤　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
⑥　避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の３）
⑦　水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
⑧　警戒区域の設定（法第 21 条）
⑨　警察官の援助の要求（法第 22 条）
⑩　他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
⑪　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
⑫　公用負担（法第 28 条）

⑬　避難のための立退きの指示（法第 29 条）
⑭　水防訓練の実施（法第 32 条の２）
⑮　水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第１項及び第３項）
⑯　水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
⑰　消防事務との調整（法第 50 条）
※法第 15 条の２（地下街等）、第 34 条（水防協議会）、第 36 条（水防協力団体）、第 40 条（水防協力団体）については、本町において該当しない。

(2)　幕別町防災会議の責務
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）

(3)　北海道（十勝総合振興局及び帯広建設管理部）の責務
道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６）。具体的には、主に次のような事務を行う。
①　指定水防管理団体の指定（法第４条）
②　水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）
③　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）
④　気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第３項）
⑤　水位の通報及び公表（法第 12 条）
⑥　水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第２項及び第３項）
⑦　洪水予報又は水位到達情報の通知の町長への通知（法第 13 条の２）
⑧　洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の２及び第 14 条の３）
⑨　水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第１項、第３項及び第４項）
⑩　水防信号の指定（法第 20 条）
⑪　避難のための立退きの指示（法第 29 条）
⑫　緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
⑬　水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
⑭　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
⑮　水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
⑯　北海道大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）

(4)　国土交通省（北海道開発局帯広開発建設部）の責務
①　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）
②　洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、気象業務法第 14 条の２第２項）
③　量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
④　洪水予報又は水位到達情報の通知の町長への通知（法第 13 条の４）
⑤　水防警報の発表及び通知（法第 16 条第１項及び第２項）
⑥　水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第１項）

⑦　洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第１項、第２項及び第３項
⑧　重要河川における都道府県知事などに対する指示（法第 31 条）
⑨　特定緊急水防活動（法第 32 条）
⑩　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
⑪　都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
⑫　大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の９）

(5)　気象庁（札幌管区気象台、釧路地方気象台、帯広測候所）の責務
①　気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第１項、気象業務法第 14 条の２第１項）
②　洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、気象業務法第 14 条の２第２項）

(6)　居住者等の義務
①　水防への従事（法第 24 条）
水防管理者（町長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
②　水防通信への協力（法第 27 条）
何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

３ 水防計画の作成及び変更

町長は、毎年、道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、幕別町防災会議に諮るとともに、北海道知事に届け出るものとする。

また、町長は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

４ 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。ゆえに、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

５ 安全配慮

洪水、内水又は津波のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

また、町長は、水防団自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
・水防活動は原則として複数人で行う。
・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
・出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章　水防組織

第1節　町の組織

１　組　　織

水防管理者は、町内で水害による局地的な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、水防警報の通知を受け必要があると認めたとき、又は津波被害のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまで、町は幕別町役場に水防本部を設置し、次の組織により事務を処理するものとし、水防事務は庶務班（防災環境課）で行うものとする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

≪水防本部の組織≫

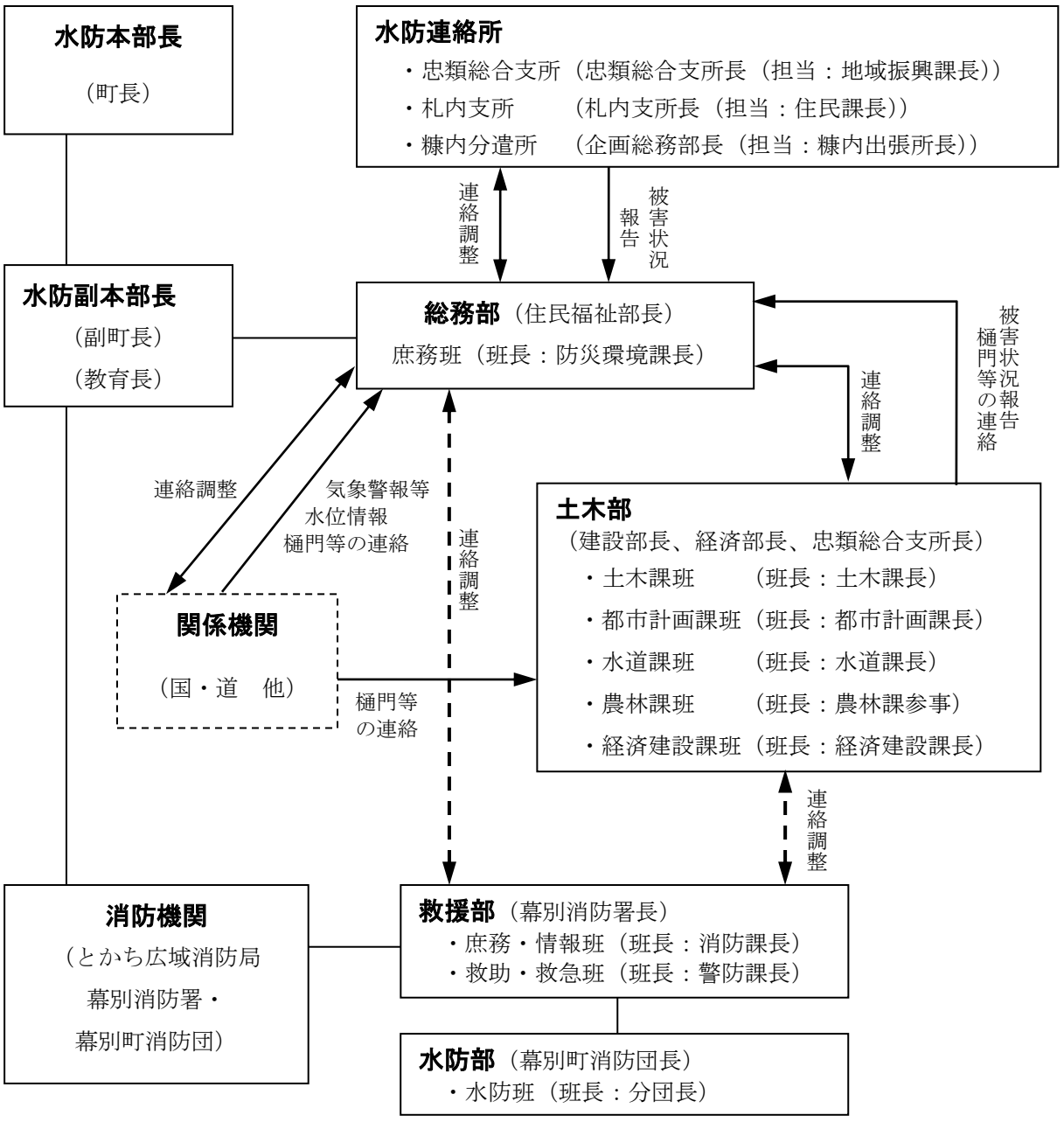

２. 水防本部の事務分掌

＜総　務　部＞

班　　別	所　　掌　　事　　務
庶　務　班 （防災環境課）	1　水防事務の総括に関すること 2　水防本部の配備体制及び各部の連絡調整に関すること 3　水害の記録の取りまとめ及び報告に関すること 4　防災機関・住民組織との連絡調整及び要請に関すること 5　災害状況の公表に関すること 6　報道機関との連絡に関すること 7　気象等特別警報・警報及び情報等の収集、伝達に関すること 8　雨量・水位及びダム放流通知等の受理、伝達に関すること 9　その他各部に属さない防災庶務に関すること

＜土　木　部＞

班　　別	所　　掌　　事　　務
土　木　課　班	1　道路、橋梁、河川等の監視、警戒に関すること 2　水防施設及び危険区域等の巡視、警戒に関すること 3　通行不能箇所の調査及び交通規制の処置に関すること 4　浸水防止対策に関すること 5　障害物の除去に関すること 6　応急対策資材の確保に関すること 7　水害地の応急措置に関すること 8　上下水道施設の保全及び応急措置に関すること 9　被害状況・危険箇所等の調査に関すること 10　水防資器材の確保及び輸送に関すること 11　水防協力機関及び団体との連絡調整に関すること 12　水防班の支援に関すること 13　水防連絡所の水防作業の協力に関すること 14　土地改良施設（農業ダム、排水機場）の巡視・警戒に関すること
都市計画課班	
水　道　課　班	
農　林　課　班	
経済建設課班	

＜水防連絡所＞

班　　別	所　　掌　　事　　務
忠類総合支所	1　水防指令の伝達 2　水害被害の調査・報告 3　情報連絡 4　応援要請 5　住民への情報伝達 6　その他水防活動に関すること
札　内　支　所	
糠内分遣所	

＜救　援　部＞

班　　別	所　　掌　　事　　務
庶 務 ・ 情 報 班 （ 消 防 課 ）	1　災害状況の公表に関すること 2　防災機関との連絡調整及び要請に関すること 3　報道機関との連絡に関すること 4　水防に関する諸報告に関すること 5　水防活動用の警報の受理及び伝達に関すること 6　住民に対する災害情報等の広報に関すること 7　水防団との連絡調整に関すること
救 助 ・ 救 急 班 （ 警 防 課 ）	1　救出・救助に関すること 2　救急に関すること 3　水防資材の調達・保有に関すること 4　水防訓練に関すること

＜水　防　部＞

班　　別	所　　掌　　事　　務
水　　防　　班 （幕別町消防団）	1　水防作業及び水防工法に関すること 2　水防用車両、機械及び器具の確保に関すること 3　水防隊に関すること 4　障害物の除去に関すること 5　重要水防区域、水防危険区域の巡視、警戒 6　水害時の水防作業に関すること

３ 消防機関の組織

消防機関の組織及び消防職団員の配置は、次のとおりである。

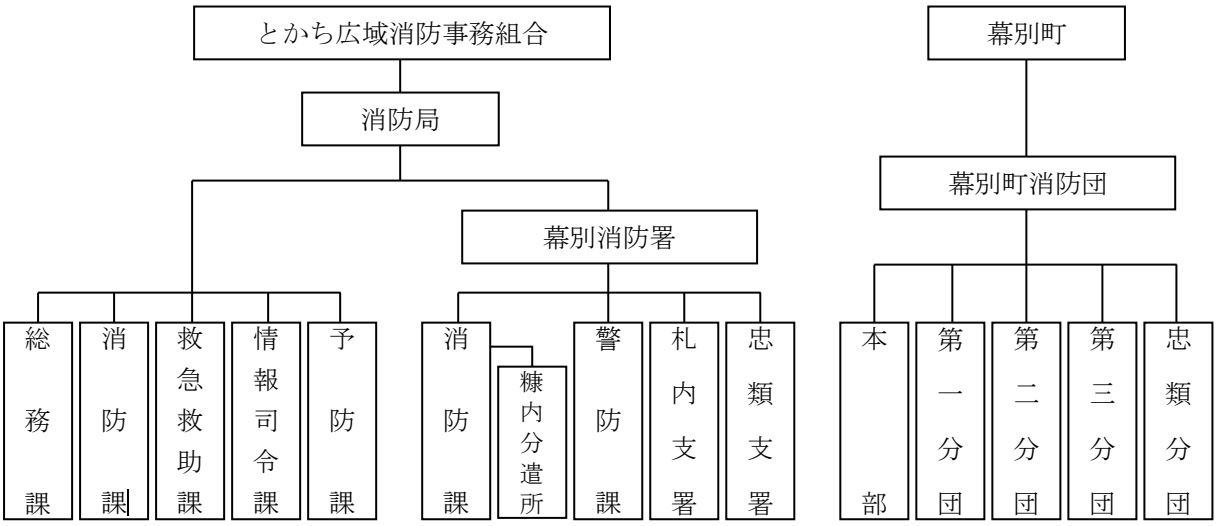

４ 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域外にあっても、消防機関の長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動にあたるものとする。

水防地区名	担当河川名	担当水防団名	地区担当指揮者	人　員	連　絡　先
幕別市街地	猿　別　川	第１分団	第１分団長	３４	0155-54-2434
明野・新川・相川	十　勝　川	〃	〃	３４	0155-54-2434
猿別	猿　別　川	〃	〃	３４	0155-54-2434
千住	十　勝　川	第２分団	第２分団長	４３	0155-56-2419
札内市街地	札内川・途別川	〃	〃	４３	0155-56-2419
途別・依田	途　別　川	〃	〃	４３	0155-56-2419
糠内	糠内川・猿別川	第３分団	第３分団長	３５	0155-57-2320
忠類	当　縁　川	忠類分団	忠類分団長	３８	01558-8-2250

第2節　大規模氾濫減災協議会

１ 大規模氾濫減災協議会

(1)　法第 15 条第９項の規定により、国土交通大臣は、第 10 条第２項又は第 13 条第１項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組みを総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア　国土交通大臣

イ　北海道知事

ウ　当該河川の存する市町村の長

エ　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

オ　当該河川の河川管理者

カ　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

キ　当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

(2)　大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3)　大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

２ 北海道大規模氾濫減災協議会

(1)　法第 15 条第 10 項の規定により、北海道知事は、第 11 条第１項又は第 13 条第２項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組みを総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア　北海道知事

イ　当該河川の存する市町村の長

ウ　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

エ　当該河川の河川管理者

オ　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

カ　当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

(2)　北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3)　北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

第3章　重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

水防管理者等は、重要水防箇所（第１章第２節（用語の定義）(17)参照）を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

本町の区域内における国土交通省管理河川及び道管理河川の重要水防箇所は、「別表１　重要水防箇所」のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象台(測候所)が発表又は伝達する注意報及び警報

札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水又は津波のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

(1) 水防活動用警報等の種類

区　分	種　類	発表機関	適　要
気象予報警報 （水防法第 10 条第 1 項 気象業務法 第 14 条の 2 第 1 項）	大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、津波注意報、津波警報	帯広測候所 （津波は気象庁）	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 （水防法第 10 条第 2 項 水防法第 11 条第 1 項 気象業務法 第 14 条の 2 第 2 項 第 14 条の 2 第 3 項）	○○川洪水注意報 ○○川洪水警報	帯広開発建設部 十勝総合振興局 釧路地方気象台 （帯広測候所） （共同）	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 （法第 16 条）	待機・準備・出動・指示・解除	帯広開発建設部 十勝総合振興局	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

(2) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報等の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された

気象警報		ときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大津波警報 （津波特別警報）	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

【大雨注意報の基準】

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
十勝地方	十勝中部	幕別町	6	72

【大雨警報の基準】

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
十勝地方	十勝中部	幕別町	13	119

【大雨特別警報の基準】

現象の種類	基　準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

【洪水注意報の基準】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報による基準[基準観測点]
十勝地方	十勝中部	幕別町	猿別川流域＝20.9 途別川流域＝10.7 旧途別川流域＝6.4 糠内川流域＝7 当縁川流域＝13.8	十勝川[帯広] 札内川[第二大川橋]

※「指定河川洪水予報による基準」の基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表することを意味する。

【洪水警報の基準】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報による基準[基準観測点]
十勝地方	十勝中部	幕別町	猿別川流域＝26.2 途別川流域＝13.4 旧途別川流域＝8.1 糠内川流域＝8.8 当縁川流域＝17.3	十勝川[帯広] 札内川[第二大川橋]

※「指定河川洪水予報による基準」の基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表することを意味する。

【津波警報・注意報等の種類】

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

・大津波警報：津波による重大な災害のおそれが著しく大きいと予想されるとき発表
・津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表
・津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表
・津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

地震発生後、予想される津波の高さが２０ｃｍ未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

【大津波警報・津波警報・津波注意報の基準】

津波予報区	種類	発表基準	発表される津波の高さ	
			数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表
北海道太平洋沿岸中部	大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合。	１０ｍ超 （10m＜予想高さ）	巨大
			１０ｍ （5m＜予想高さ≦10m）	

			５ｍ （3m＜予想高さ≦5m）	
	津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合。	３ｍ （1m＜予想高さ≦3m）	高い
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	１ｍ （0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）

※大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

【津波情報】

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

（津波情報の種類）

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

（注）３　津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが１m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが２０ｃm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で３m以下、津波警報を発表している沿岸で１m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。

【津波予報】

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	２０ｃm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含め	高いところでも２０ｃm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必

	て発表）	要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

（気象庁が発表する特別警報）（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

２ 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

府県予想区内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

(5) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼びか

ける情報で、北海道（各振興局建設管理部及び各総合振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区気象台及び各地方気象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は土砂災害警戒情報の発表対象外）。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

ア 台風に関する気象情報

イ 大雨に関する気象情報

ウ 記録的短時間大雨情報

エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

３ 大雨警報･洪水警報の危険度分布等

大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。

(1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で５㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(2) 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(3) 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(4) 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、

常時 10 分ごとに更新している。

４ 警報等の伝達経路及び手段

(1) 洪水等の場合

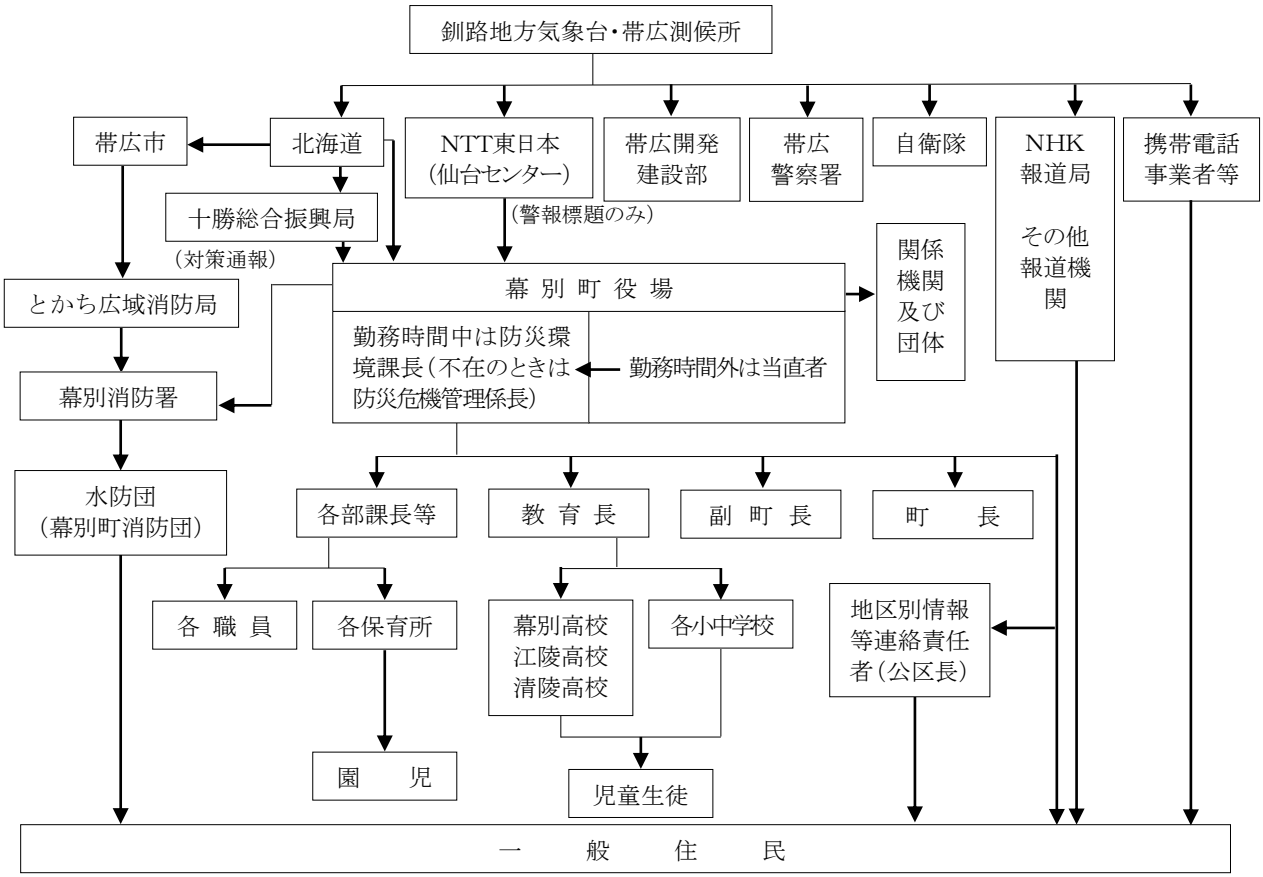

(2) 津波の場合

図表4-1-2 津波警報等伝達系統図

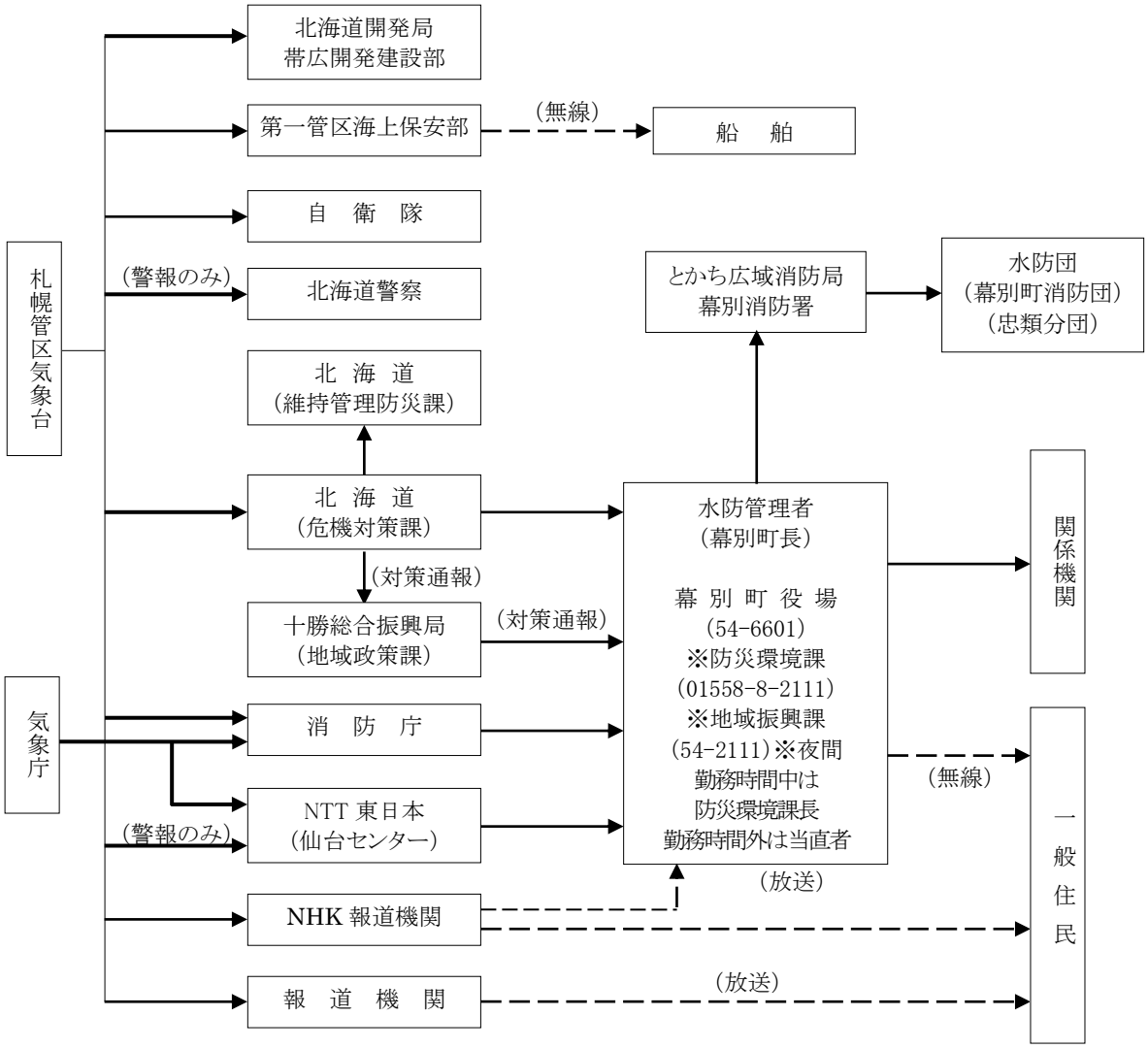

※) ⟶ は、法定伝達経路

第2節　洪水予報河川における洪水予報

1　種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

洪水の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	町・住民に求める行動等
レベル５	洪水警報	（氾濫発生）	○○川氾濫発生情報	氾濫の発生（レベル５）	住民の避難完了
レベル４（危険）	洪水警報	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	○○川氾濫危険情報	氾濫危険水位（レベル４）に到達	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル３（警戒）	洪水警報	避難判断水位	○○川氾濫警戒情報	避難判断水位（レベル３）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位（レベル４）に到達することが見込まれた場合	市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意し避難を判断
レベル２（注意）	洪水注意報	氾濫注意水位（警戒水位）	○○川氾濫注意情報	氾濫注意水位（レベル２）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	水防団出動
レベル１	（発表なし）	水防団待機水位	（発表なし）		水防団待機

２ 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名、区域

指定河川		洪水予報区域
水系	河川名	
十勝川	十勝川	左岸　上川郡清水町字熊牛 38 番の５地先から海まで 右岸　上川郡新得町字屈足東２線 25 番地先から海まで
	札内川	左岸　ヌウナイ沢の合流点から十勝川への合流点まで 右岸　左岸に同じ

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	観測所名（地先名）	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
開発局	十勝川	帯広（帯広市大通北２丁目２－２地先）	34.20m	35.20m	36.8m	37.4m	38.26m
	札内川	第２大川橋（帯広市大正町本町）	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	104.96m

(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
十勝川	帯広開発建設部 釧路地方気象台
札内川	帯広開発建設部 釧路地方気象台

(4) 浸水想定区域

予報区域名	浸水想定区域
十勝川	北海道帯広市、　上川郡清水町、　上川郡新得町、　河西郡芽室町、 河東郡音更町、　中川郡幕別町、　中川郡池田町、　中川郡豊頃町、 十勝郡浦幌町
札内川	北海道帯広市、　中川郡幕別町、　河西郡中札内村

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-2-1 指定河川洪水予報の伝達系統図(十勝川・札内川)

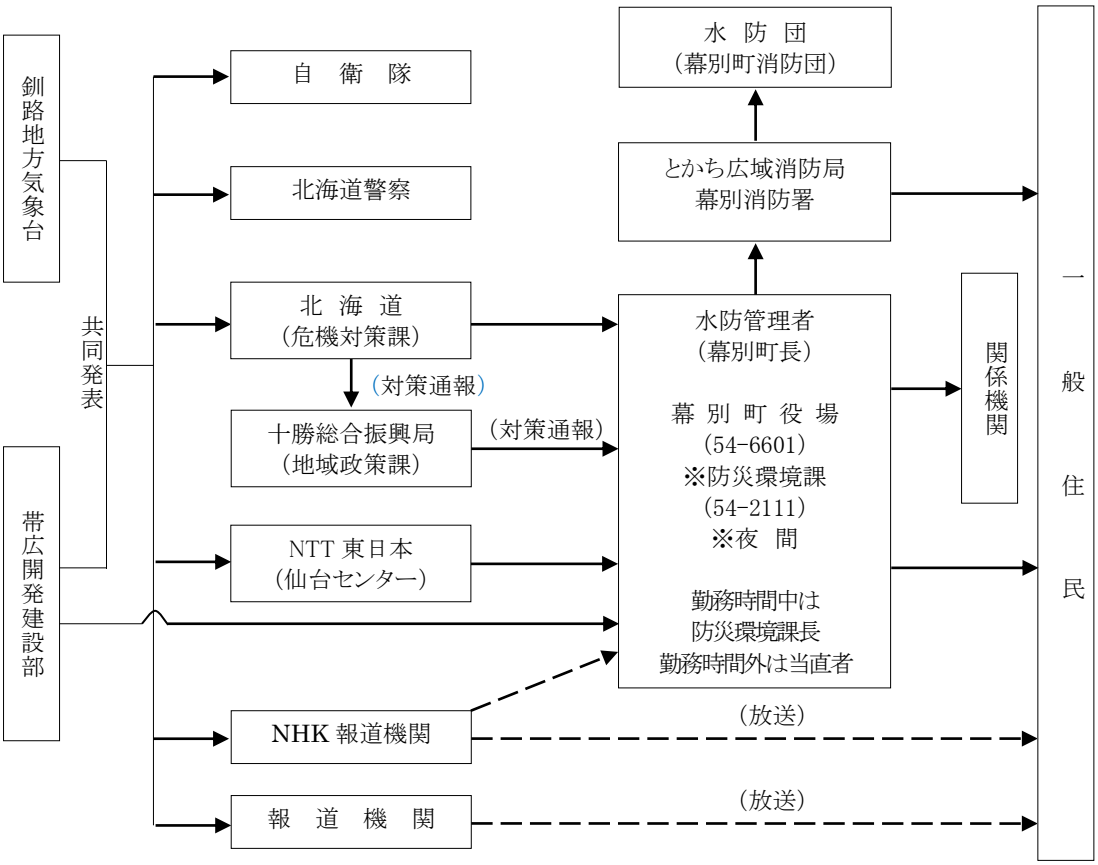

第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位（法第 13 条第１項及び第２項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

洪水の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	町・住民に求める行動等
レベル５	洪水警報	（氾濫発生）	○○川氾濫発生情報	氾濫の発生（レベル５）	住民の避難完了
レベル４	洪水警報	氾濫危険水位	○○川氾濫危険情報	氾濫危険水位	市町村は避難勧告

（危険）		（洪水特別警戒水位）		（レベル４）に到達	等の発令を判断住民は避難を判断
レベル３（警戒）	洪水警報	避難判断水位	○○川氾濫警戒情報	避難判断水位（レベル３）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位（レベル４）に到達することが見込まれた場合	市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断住民は、氾濫に関する情報に注意し避難を判断
レベル２（注意）	洪水注意報	氾濫注意水位（警戒水位）	○○川氾濫注意情報	氾濫注意水位（レベル２）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	水防団出動
レベル１	（発表なし）	水防団待機水位	（発表なし）		水防団待機

２ 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間
水系	河川名	
十勝川	猿別川	左岸　中川郡幕別町字猿別129番地先のJR根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで 右岸　左岸に同じ
	途別川	左岸　中川郡幕別町字千住409番地先のJR根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで 右岸　左岸に同じ

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
開発局	猿別川	止若（本町109番地1地先）	15.60m	16.10m	18.60m	19.60m	20.54m
	途別川	千住12号橋（字千住452番地先）	23.80m	24.60m	25.70m	26.70m	27.22m

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
猿別川	帯広開発建設部
途別川	帯広開発建設部

(4) 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
猿別川	中川郡幕別町、中川郡豊頃町
途別川	中川郡幕別町

(5) 水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-3-1 水位観測通報系統図

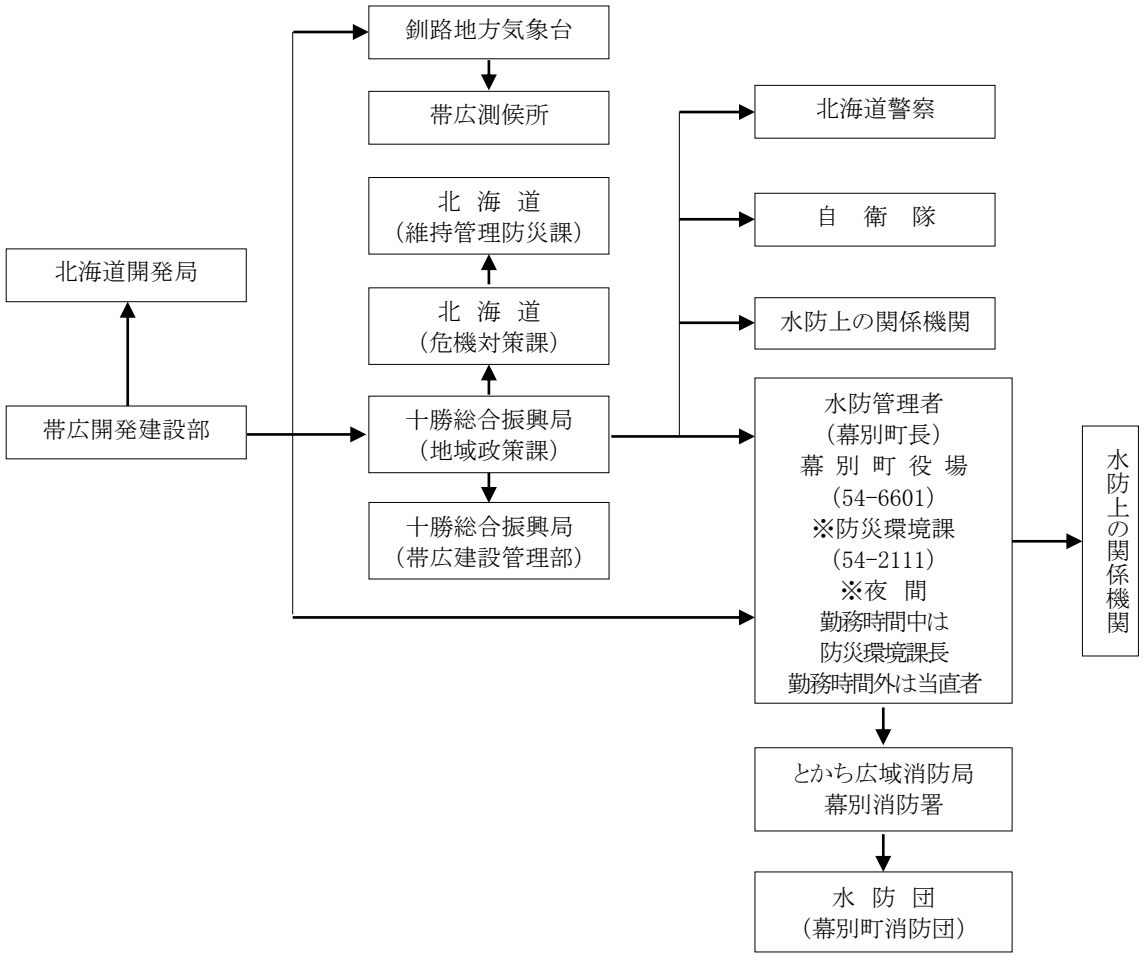

3 道が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間
水系	河川名	
十勝川	途別川	左岸　　中川郡幕別町字古舞６番地２地先の新生橋下流端から中川郡幕

		別町字千住 720 番地２地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで 右岸　中川郡幕別町字古舞 15 番地２地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住 719 番地１地先の JR 根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
北海道	途別川	途別川（字途別 130 番地先の河川敷）	46.25m	46.87m	47.30m	47.91m	48.48m

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
途別川	十勝総合振興局帯広建設管理部

(4) 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
途別川	中川郡幕別町

(5) 水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及は、次のとおり。

図表4-3-2 水位観測通報系統図

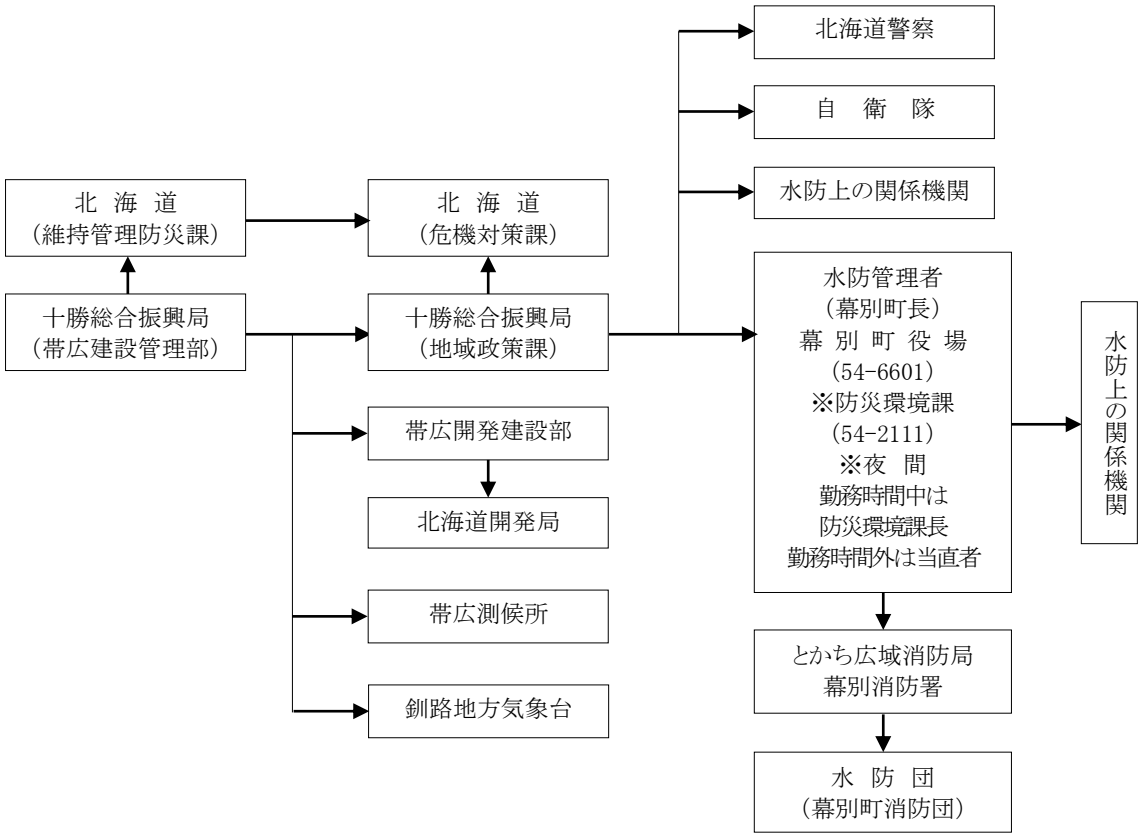

第4節 水防警報

１ 安全確保の原則

水防警報は、洪水又は津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、 従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

２ 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

河川における水防警報 （対象：十勝川・札内川・途別川・猿別川）

種 類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場	いずれかの水防警報基準水位観測所

	合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	で、水防団待機水位に達したとき。（氾濫注意水位に達するおそれがない場合を除く。） 気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	いずれかの水防警報基準水位観測所で、既に水防団待機水位に達し、今後、氾濫注意水位を超えると予想されるとき。 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達しなお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水（水があふれる）、漏水、法崩れ（堤防斜面の崩れ）、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出動状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

３ 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

指定河川		水防警報区域
水系	河川名	
十勝川	十勝川	左岸　上川郡清水町字熊牛 38 番の５地先から海まで 右岸　上川郡新得町字屈足東２線 25 番地先から海まで
	札内川	左岸　ヌウナイ沢の合流点から十勝川への合流点まで 右岸　左岸に同じ
	猿別川	左岸　中川郡幕別町字猿別 129 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで 右岸　左岸に同じ
	途別川	左岸　中川郡幕別町字千住 409 番地先の JR 根室線鉄橋下流端から十勝川への合流点まで 右岸　左岸に同じ

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	観測所名（地先名）	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
開発局	十勝川	帯広（帯広市大通北２丁目２－２地先）	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	38.26m
	札内川	第２大川橋（帯広市大正町本町）	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	104.96m
	猿別川	止若（本町 109 番地先）	15.60m	16.10m	18.60m	19.60m	20.54m
	途別川	千住 12 号橋（字千住 452 番地先）	23.80m	24.60m	25.70m	26.70m	27.22m

(3) 水防警報の担当官署

予報区域名	担当官署
十勝川	帯広開発建設部
札内川	帯広開発建設部
猿別川	帯広開発建設部
途別川	帯広開発建設部

(4) 水防警報の伝達経路

水防警報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-4-1 国土交通省が行う水防警報伝達系統図

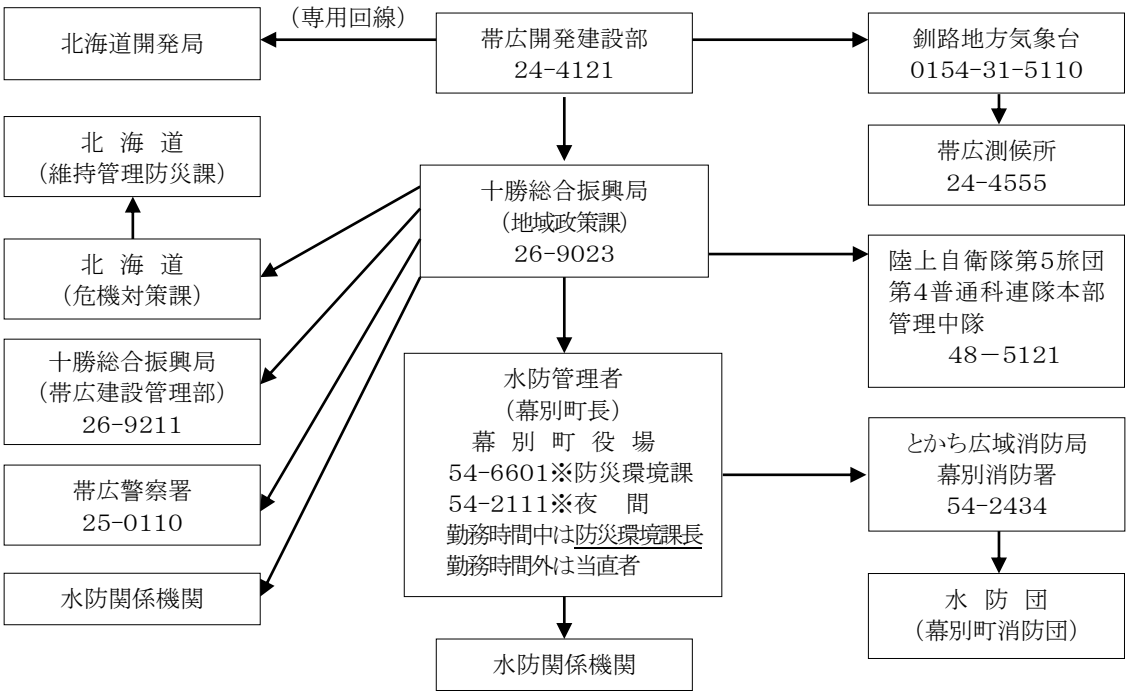

４ 道が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区間

指定河川		水位周知区間
水系	河川名	
十勝川	途別川	左岸　中川郡幕別町字古舞６番地２地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住720番地２地先のJR根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで 右岸　中川郡幕別町字古舞 15 番地２地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住719番地１地先のJR根室線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

管理者	河川名	水位周知観測所	水防団待機水位	―	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
			―	水防警報（待機）	水防警報（準備）	水防警報（出動）	水防警報（指示）	―
北海道	途別川	途別川(字途別130番地先の河川敷)	46.25m	46.56m	46.87m	47.30m	47.91m	48.48m

(3) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
途別川	十勝総合振興局帯広建設管理部

(4) 水防警報の伝達経路

水防警報の伝達経路は、次のとおり。

図表4-4-2 道が行う水防警報伝達系統図

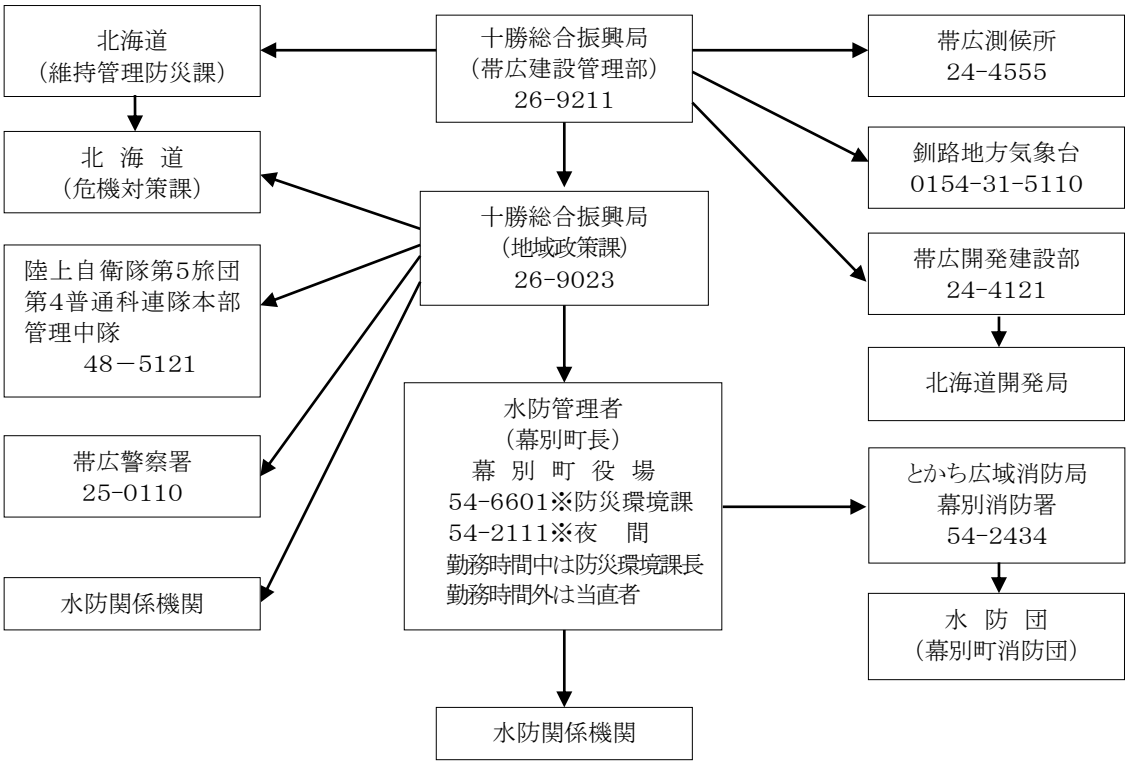

第5章　水位等の観測、通報及び公表

第1節　水位の観測、通報及び公表

１　水位観測所

町内の水位観測所は、北海道開発局管理の水位観測所が４箇所、道管理の水位観測所が２箇所あり、町に関係する水位観測所は、北海道開発局管理の水位観測所が隣接市町に４箇所、道管理の水位観測所が１箇所ある。

詳細は、次のとおりである。

観測所名	河川名	位　置	水防団待機水位	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒水位）	計画高水　位	所　管
千代田	十勝川	字明野130-1地先（千代田大橋）	13.10m	14.30m	－	－	17.76m	開発局
十勝中央大橋	十勝川	字千住（十勝中央大橋）					27.65m	開発局
千住12号橋	途別川	字千住452地先（千住12号橋）	23.80m	24.60m	25.70m	26.70m	27.22m	開発局
途別川	途別川	字途別130地先（六間橋）	46.25m	46.87	47.30m	47.91m	48.48m	北海道
止　若	猿別川	本町109-1地先（止若橋）	15.60m	16.10m	18.60m	19.60m	20.54m	開発局
猿別川	猿別川	字糠内245-3地先（巌　橋）	64.06m	65.05m	－	66.02m	－	北海道（通報）
札　内	札内川	帯広市東13条南8丁目地先(札内橋)	34.50m	35.10m	－	－	37.15m	開発局
南帯橋	札内川	帯広市愛国町7号地先(南帯橋)	76.60m	77.40m	－	－	79.31m	開発局
第二大川橋	札内川	帯広市大正町本町(大川橋)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	104.96m	基準観測所開発局
帯　広	十勝川	帯広市大通北2丁目2-2地先(十勝大橋)	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	38.26m	基準観測所開発局
当縁川	当縁川	大樹町美成330-2先	7.01m	7.70m	－	8.47m	8.47m	北海道（通報）

２　潮位観測所

本町に関係する潮位観測所は、北海道開発局管理の潮位観測所が十勝に１箇所ある。

港　名	管理者名	位　　置	種　別	備　考
十勝港	開発局	広尾郡広尾町会所前4丁目44番地先	潮　位	TP＋2.628m

３　水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関（町）に通報するものとする。

なお、道の水位の通報は、北海道が所管している観測所のうち、本節１水位観測所の所管欄に「(通報)」と記載されている観測所（以下「通報対象の観測所」とする）について適用されるものとする。

図5-1-1　水位等通報系統図(国・道)

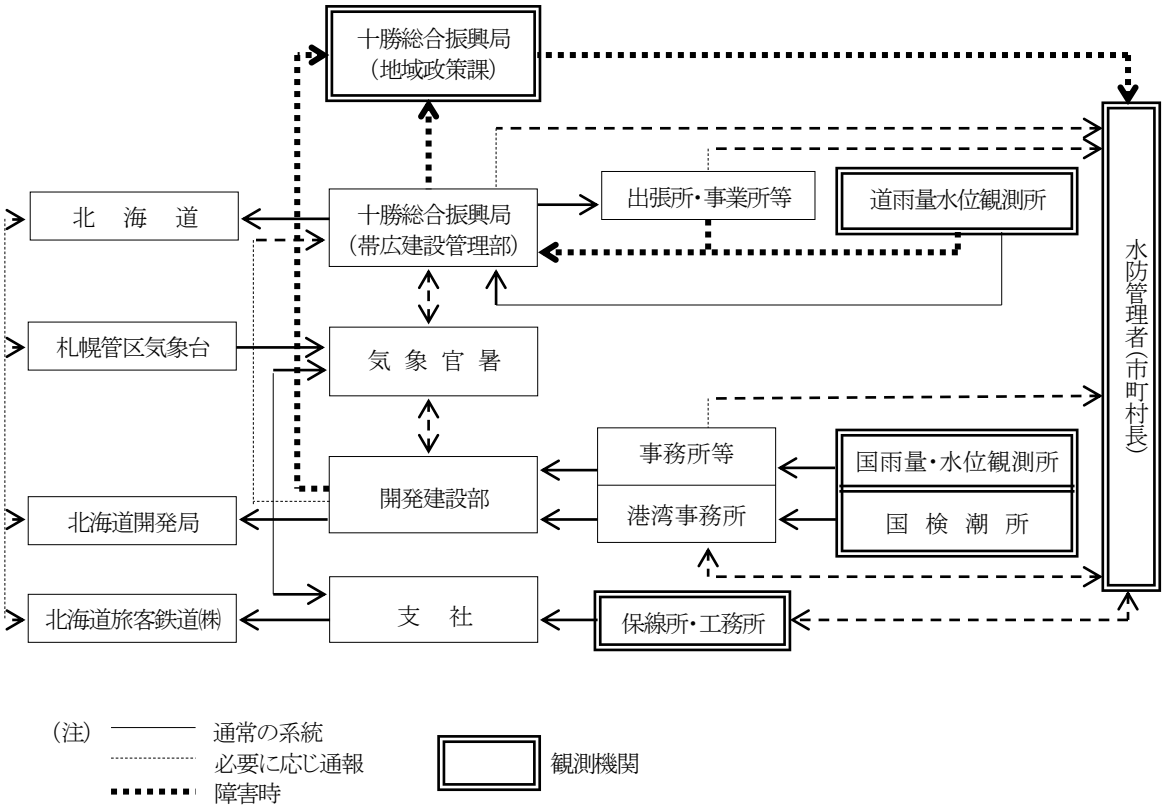

図5-1-2　水位等通報系統図(必要に応じ避難勧告等と合わせて住民周知する場合)

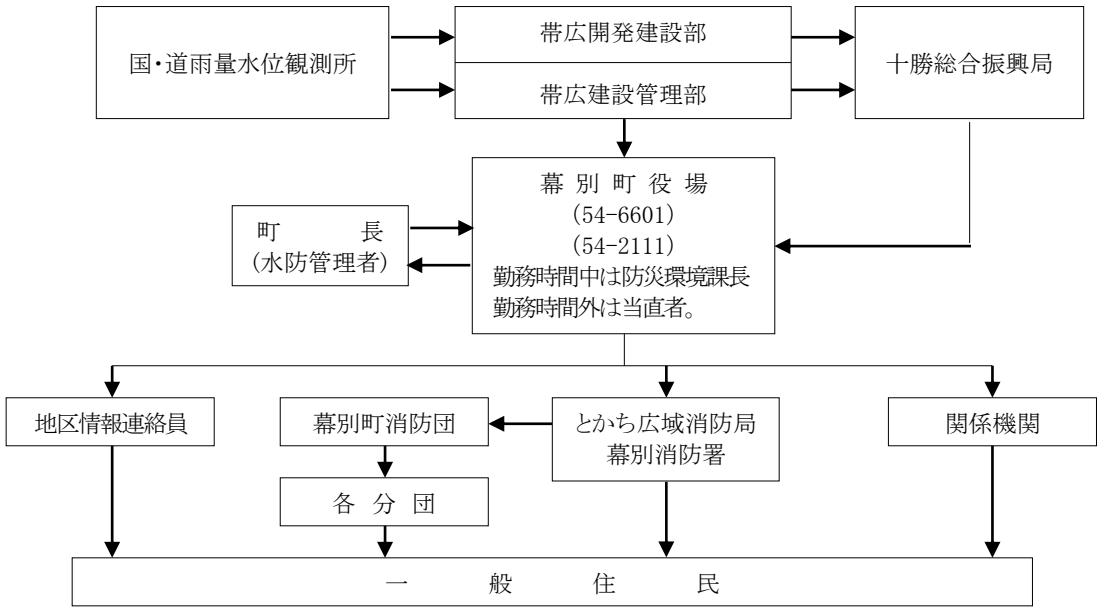

４ 水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。

法第 12 条第２項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

第2節　雨量の観測及び通報

１ 雨量観測所

町内の雨量観測所は、北海道開発局管理の雨量観測所が１箇所、気象庁管理の雨量観測所が１箇所ある。

詳細は、次のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	位　置	所　管
中里	十勝川	猿別川	字中里153	開発局
糠内	その他	その他	字五位	気象庁

２ 雨量の通報

気象庁及び北海道開発局は、所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

３ 通報系統

前節「３ 水位の通報　図５－１－１　水位等通報系統図」に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

第6章　気象予報等の情報収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

なお、気象、雨量、水位等の情報については、報道機関や町ホームページなどを通じて随時町民へ提供するものとする。

１　市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 （統一河川情報システム）	https://city.river.go.jp/ （携帯電話用有り）	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁 防災情報提供システム※	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布、流域雨量、指数の予測値等

（注）※貸与されたＩＤ・パスワードにより利用

２　一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/（携帯電話用）	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報（防災対策支援システム）	https://www.bousai-hokkaido.jp/ https://i.bousai-hokkaido.jp/（携帯電話用）	警報・注意報、地震・津波、洪水、火山、土砂災害、竜巻 防災情報、原子力情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
帯広測候所	https://www.jma-net.go.jp/obihiro/	十勝の気象速報、十勝の気候、十勝の防災等
釧路地方気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/kushiro/	釧路地方気象台発表の防災情報 道東の気象速報、地震情報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、レーダーナウキャスト、潮位等

第7章 ダム･水門等の操作

第1節 ダム

１ ダム操作

(1) 直轄ダム及び補助ダムの管理者（河川管理者）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第 14 条)。

(2) 利水ダム管理者は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法に基づき河川管理者から承認を受けたダム操作規程等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第 47 条)。

(3) ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をするものとする。

(4) ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。

(5) 河川管理者は、河川法第 52 条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。

ア　予備放流の指示

イ　貯留制限の指示

ウ　洪水調節の指示

エ　解除の指示

２ ダム情報連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

(1) 直轄ダム

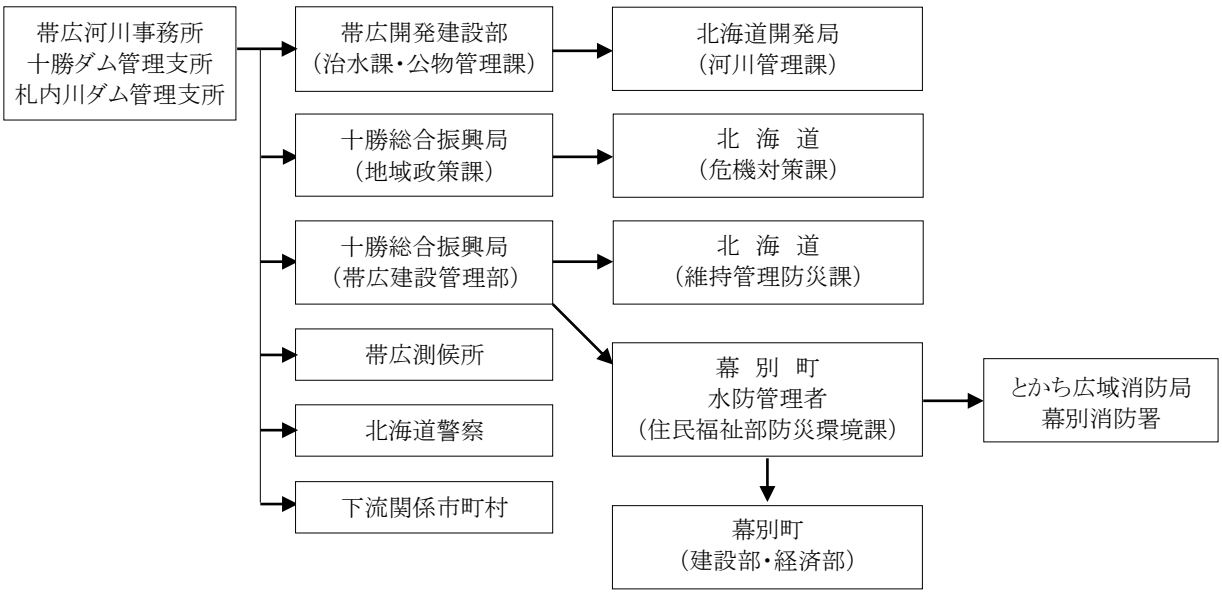

(2) 利水ダム（国許可）

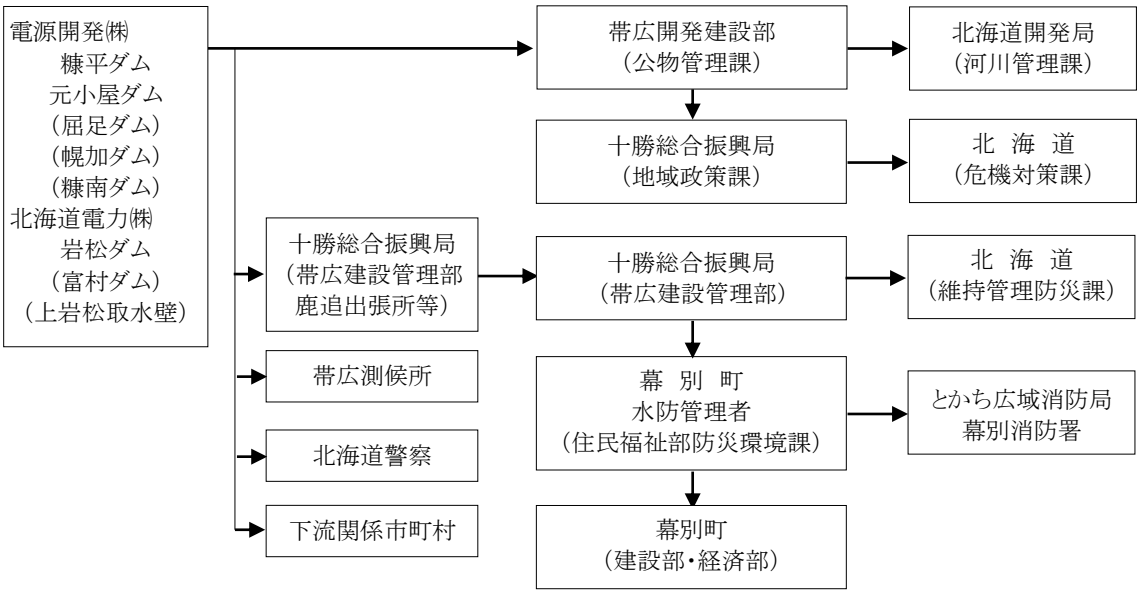

※（　）かっこ書きのダム等は、幕別町に放流・越流等の通報はない。

第2節　水門等

１　河川区間の水門等（洪水）

水防上重要な水門等は、「別表２－１及び２－２　水門等の設置場所及び構造」のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

２　水門等の操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

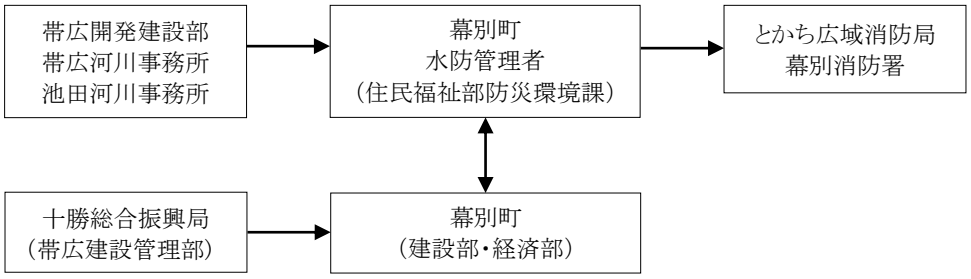

第8章　通信連絡

第1節　水防通信網の確保

１　水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

(2) 水防管理団体の通信施設

町は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

(3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係機関相互に通知しておくものとする。

２　災害時優先電話等の利用

(1) 非常通話の取扱い

異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には東日本電信電話（株）の公衆電話施設を「非常通話用の優先電話」として優先的に使用することができる。(優先電話)

東日本電信電話（株）の非常通話は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限られている。

非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTT へ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合、必ず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。

(2) 災害時優先電話による連絡

災害時優先電話は、一般電線の輻輳に伴う発信規制がされても、規制を受けず優先的に発信が確保される回線であり、災害時の情報連絡に使用する。

【役場庁舎等災害時優先電話】

施設名	設置部署名	電話番号	備　　考
幕別町役場	防災環境課（内線135）	0155-54-2112	
〃	土木課（内線231）	0155-54-2113	
札内支所		0155-56-2112	
糠内出張所		0155-57-2140	
保健福祉センター		0155-54-3571	
教育委員会		0155-54-2007	
忠類総合支所	地域振興課（内線23） 経済建設課（内線35）	01558-8-2114	※左記の各端末から、8-2114回線を使用して外線は掛けられるが、ただ

			し、１台使用中は不可。
〃	生涯学習課（内線59）	01558-8-2202	
ふれあいセンター福寿		01558-8-2910	

※災害時優先電話の登録は上記以外も含めて全46回線登録（H29．４．１現在）

(3) 無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合には無線通信施設を使用する。

無線通信種別	所轄機関名	所　在　地
北海道総合行政情報ネットワーク[1]	幕別町(防災環境課)	中川郡幕別町本町130番地1
市町村防災行政無線	幕別町(地域振興課)	中川郡幕別町忠類439番地1
消防無線局	幕 別 消 防 署	中川郡幕別町錦町90番地

(4) 公衆通信設備以外の通信

有線電話及び無線電話等の各種通信設備の使用が不能な場合は、車両等による伝達及びトランシーバーを使用する。

３ 電気通信設備の優先利用等

法第 27 条第２項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

(1) 北海道総合行政情報ネットワーク
(2) 北海道警察本部通信施設
(3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
(4) 北海道電力株式会社通信施設
(5) 北海道開発局通信施設
(6) 第一管区海上保安本部通信施設
(7) 自衛隊通信施設

４ 水防通信連絡

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
幕別町住民福祉部防災環境課	幕別町本町130番地1	0155-54-6601	0155-54-2111(代)
建設部土木課	幕別町本町130番地1	0155-54-6622	0155-54-2111(代)
忠類総合支所地域振興課	幕別町忠類錦町439番地1	01558-8-2111	
札内支所	札内青葉町311番地2	0155-56-2111	
とかち広域消防事務組合とかち広域消防局	帯広市西6条南6丁目3番地1	0155-26-0119	
幕別消防署	幕別町錦町90番地	0155-54-2434	

[1] 北海道総合行政情報ネットワーク:道では、災害時の通信手段として、北海道総合行政情報ネットワーク(防災行政無線)を構築している。このネットワークは、本庁、振興局及び市町村を地上系と衛星系の２つの通信ルートで結び、電話やファクシミリをはじめ、画像伝送など多様な行政情報の通信手段として活用されている。

帯広警察署	帯広市西1条北1丁目1番地	0155-25-0110	警備係(内461・462)
帯広警察署幕別駐在所	幕別町宝町53番地1	0155-54-2151	
〃　札内交番	幕別町札内中央町487番地	0155-56-2151	
〃　糠内駐在所	幕別町字五位373番地	0155-57-2151	
〃　忠類駐在所	幕別町忠類白銀町165番地	01558-8-2151	
十勝総合振興局地域政策部地域政策課	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9023	主査(防災)
帯広建設管理部事業室事業課	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8726	施設保全室
〃　大樹出張所	大樹町鏡町1番地6	01558-6-3141	
保健環境部保健行政室	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8634	
帯広開発建設部	帯広市西4条南8丁目	0155-24-3194	防災対策官
〃　帯広河川事務所	幕別町札内西町73番地61	0155-25-1294	
〃　池田河川事務所	池田町字利別東町	015-572-2661	
帯広測候所	帯広市東4条南9丁目2番地1	0155-24-4555	ﾎｯﾄﾗｲﾝ26-3519
陸上自衛隊第5旅団 第4普通科連隊本部管理中隊	帯広市南町南7線31番地	0155-48-5121	内3052
北海道旅客鉄道(株)釧路支社帯広駅	帯広市西2条南12丁目	0155-27-2179	帯広ブロック管理
北海道旅客鉄道(株)幕別駅	幕別町錦町141番地	0155-54-2100	
〃　札内駅	幕別町札内中央町638番地4	0155-56-2029	
北海道電力㈱帯広支店	帯広市西5条南7丁目2番地1	0155-24-5162	企画総務課
㈱NTT東日本北海道東支店	帯広市東3条南12丁目2番地 NTT帯広東ビル	0155-23-8920	総括担当
幕別町農業協同組合	幕別町本町45番地	0155-54-4111	
札内農業協同組合	幕別町札内中央町500番地	0155-56-2131	
帯広大正農業協同組合	帯広市大正本町東1条2丁目1番地	0155-64-5211	
忠類農業協同組合	幕別町忠類栄町259番地	01558-8-2311	
幕別町商工会	幕別町錦町141番地19	0155-54-2703	
幕別郵便局	幕別町本町51番地1	0155-54-2030	
幕別町社会福祉協議会	幕別町新町122-1	0155-55-3800	
幕別建設業協会	幕別町忠類白銀町158番地	01558-8-2055	三島組(株)内事務局
NHK帯広放送局	帯広市西5条南7丁目7-2-2	0155-23-3111	放送ｾﾝﾀｰ
FMウイング	帯広市東2条南11丁目1番地2	0155-25-5770	
FM・JAGA	帯広市東1条南8丁目2番地	0155-23-0778	

第9章　水防施設及び輸送

第1節　水防倉庫及び水防資器材

１　水防倉庫及び水防資器材

水防管理者は、水防作業の実施に伴う水防資器材を備蓄するものとする。本町における水防資器材の備蓄場所及び備蓄状況は、「別表３　水防資器材の現況」のとおりである。

２　水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

３　水防資器材の不足の対応

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は道の備蓄資器材を使用する場合には、帯広開発建設部帯広河川事務所長、池田河川事務所長又は十勝総合振興局長に電話にて承認を受けるものとする。

本町の水防倉庫及び水防資器材の備蓄は、上記の「１水防倉庫及び水防資器材」のとおりであり、備蓄する資器材に不足が生じたときは、必要に応じて民間等から調達するものとする。

町内の民間の調達先は、「別表４　水防資器材の民間調達可能状況」のとおりである。

第2節　輸送経路等の確保

１　輸送経路等の確保

水防管理者は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

２　輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、幕別町地域防災計画（本編）第５章第９節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第 10 章　水防活動

第1節　水防非常配備体制等

1　町の警戒体制及び非常配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水又は津波のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、幕別町地域防災計画に定める配備基準に準じ、次による警戒体制及び非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。但し、配備職員の安全確保に努めなくてはならない。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、直ちに幕別町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

(1) 町の警戒体制

区　　分	【 第 1 次 警 戒 体 制 】
配備基準	1　幕別町に大雨警報（浸水害・土砂災害）が発令されたとき 2　町内の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えた場合 3　河川の水位や降雨等の状況から必要があると認められたとき 4　災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき
活動内容	1　防災環境課長及び地域振興課長は、第２次警戒体制を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。また、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。 2　第２次警戒体制関係課の部課長は（自宅）待機とし、状況によっては速やかに参集できる体制とする。 3　防災環境課長及び地域振興課長は、状況に応じて、全職員を（自宅）待機とすることができる。
区　　分	【 第 2 次 警 戒 体 制 】
配備基準	1　上記警報発令状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき 2　今後災害が発生するおそれがあり、災害対策に備える必要があるとき 3　水防団待機水位を超えた状況が継続され、洪水注意報の発令または、町内の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位（警戒水位）を超える可能性があるとき 4　町内にあるいずれかの雨量計において、１時間雨量が25ｍｍ以上を記録したとき 5　河川の水位や降雨等の状況から必要があると認められたとき
活動内容	1　防災環境課長及び地域振興課長は、気象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 2　防災環境課長及び地域振興課長は、関係部課と情報収集、活動状況等についての情報連絡にあたる。 3　各部課長は、防災環境課長及び地域振興課長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動等、随時、所属職員に対し必要な指示をする。 4　防災環境課長及び地域振興課長は、状況に応じて、その他の部課の職員を（自宅）待機とすることができる。

(2) 町の非常配備体制

区　　分	【 第 1 種 非 常 配 備 体 制 】
配備基準	1　局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき 2　今後更に被害が拡大するおそれがあるとき 3　町内の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えたとき 4　本町域内で震度４以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。（本町域外の地震による津波は、次の５による。） 5　津波による災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき
活動内容	1　関係部課長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 2　関係部課長は、次の措置をとり、その状況を防災環境課長及び地域振興課長に報告するものとする。 ア　初期災害対策活動にあたる。 イ　装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ　災害対策に関係する協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 3　その他の部課長は、第２種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
区　　分	【 第 2 種 非 常 配 備 体 制 】災害対策本部設置
配備基準	1　洪水警報が発令され、かつ、洪水予報基準点で避難判断水位を超え更に上昇する恐れがあるとき 2　町内の水位観測所のうち、いずれかが氾濫危険水位を超える可能性があるとき 3　数地区にわたり相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 4　太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。 5　町内に津波による被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
活動内容	1　災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2　各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 3　各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア　災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できるよう所要の人員を非常配備させる。 イ　災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。
区　　分	【 第 3 種 非 常 配 備 体 制 】災害対策本部設置
配備基準	全域にわたり甚大な被害をもたらす被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
配備体制	1　各対策部の指定の所掌事務により活動する。 2　各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。 3　町内に津波による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
活動内容	各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注

※　第２次非常配備体制以降は、災害対策本部に移行する。

(3) 職員の配置基準

部	課	第１次警戒	第２次警戒	第１種 非常配備	第２種 非常配備	第３種 非常配備
企画総務部	政策推進課			○	◎	◎
	総務課			【総務係】	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
住民福祉部	住民生活課			○	◎	◎
	防災環境課	※ △・ 【防災危機管理係】	◎	◎	◎	◎
	福祉課			○	◎	◎
	こども課			△	○	◎
	保健課			○	◎	◎
経済部	農林課	※ △	※ △	○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	農業振興担当			○	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎	◎
	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	※ △・ 【住民生活係】	※ △・ 【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談担当	△	○	○	◎	◎
出納室	会計課			△	○	◎
農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				◎	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	（忠類）			○	◎	◎
	幕別学校給食ｾﾝﾀｰ			△	○	◎
	忠類学校給食ｾﾝﾀｰ			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

◎：全職員、　○：係長以上、　△：課長以上、　【　】：該当する係

ただし、※印の課長補佐以下の配備体制は、状況により課長が判断し招集配備する。

※本部員（部長以上）は、第１種非常配備体制で招集する。

(4) 消防機関の非常配備体制

区　　分	【 第 1 種 非 常 配 備 体 制 】※待機
配備基準	1　水防警報指定河川（「十勝川・札内川・途別川・猿別川」以下同じ。）に水防警報（待機）が発令されたとき 2　洪水予報指定河川（「十勝川・札内川」以下同じ。）において水防団待機水位に達し、更に上昇するおそれがあるとき 3　大雨警報、洪水警報の発令により又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき 4　知事から、待機の指示を受けたとき
配備体制	1　消防職・団員のうち各班長以上の招集 2　非番等の職員は自宅待機
活動内容	1　重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行う。
区　　分	【 第 2 種 非 常 配 備 体 制 】※準備
配備基準	1　水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき 2　洪水予報指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり、出動の必要が予想されるとき 3　大雨警報、洪水警報の発令により又は河川等の状況により水防活動の準備が必要と認めたとき 4　知事から、出動準備の指示を受けたとき
配備体制	非番等の消防職員の招集
活動内容	1　全消防職員を招集し、班を編成する。 2　水防本部または災害対策本部に連絡員の派遣を行い、連絡情報の収集に努めること 3　出動車両の点検整備（救命ボートの組立整備）を行うこと 4　水防資機材及び各班装備器材の整備、準備を行うこと 5　出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。 6　重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと
区　　分	【 第 3 種 非 常 配 備 体 制 】※出動
配備基準	1　水防警報指定河川に水防警報（出動）が発令されたとき 2　洪水予報指定河川に洪水予報（注意報）が発令されたとき、又は河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。 3　大雨警報、洪水警報の発令により又は雨量・水位・その他の状況により堤防の水があふれたり、決壊等のおそれがあるとき 4　知事から、出動の指示を受けたとき
配備体制	1　消防職・団員の全部を招集
活動内容	1　消防職・団員の全部を招集し、班の編成を行い、水防活動及び避難救助活動を行うこと

第2節　巡視及び警戒

１ 平常時

水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

町は、地区別巡視責任者を別に定め、担当水防区域内の河川等を巡視するものとする。（別表５　地区別巡視責任者）

２ 出水時

水防管理者は、道から非常配備体制を指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防作業を実施するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第６節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

町は、浸水被害など水防上特に注意が必要とする箇所について、「幕別町における災害応急対策支援に関する協定書」に基づき、幕別建設業協会等の協力を得ながら監視及び警戒を行う人員を配置し、異常を発見した場合、すぐに水防活動が移行できる体制をとるものとする。

(1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
(2) 堤防の上端の亀裂または沈下
(3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
(4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
(5) 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
(6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節　水防作業

水防作業を必要とする異常状態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、「資料３　水防工法」のとおり

である。

その際、水防活動従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、従事者自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節　緊急通行

法第 19 条の規定により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法 19 条第１項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補填しなければならない。

第5節　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。（法第 21 条第１項）

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。（法第 21 条第２項）

第6節　避難のための立退き

(1) 洪水又は津波により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、帯広警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するものとする。

(3) 水防管理者は、帯広警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第7節　決壊･越水等の通報

１　決壊通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はダム等の管理者は、次のとおり直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

2 決壊･越水等の通報系統

決壊・越水等の通報系統は、図 10－１堤防等の決壊・越水等通報系統図及び図 10－２異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図のとおり。

通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理し、事前に関係水防管理者に提示することとする。

図 10－1　堤防等の決壊･越水等通報系統図

幕別町水防管理者（防災環境課長）

通　報　先	担　当　課	電　話
帯広警察署長	警備課	0155-25-0110
帯広開発建設部長	防災対策官	0155-24-3194
帯広河川事務所長	計画課	0155-25-1294
池田河川事務所長	計画課	015-572-2661
帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
十勝総合振興局長	地域政策課	0155-26-9023
帯広市長	総務課	0155-24-4103
音更町長	情報・防災課	0155-42-2111
池田町長	総務課	015-572-3111
豊頃町長	総務課	015-574-2211
浦幌町長	総務課	015-576-2111
住民		

図 10－2　異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

ダム管理者

通　報　先	担　当　課	電　話
帯広警察署長	警備課	0155-25-0110
帯広開発建設部長	防災対策官	0155-24-3194
帯広河川事務所長	計画課	0155-25-1294
池田河川事務所長	計画課	01557-2-2661
帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
十勝総合振興局長	地域政策課	0155-26-9023
帯広市長	総務課	0155-24-4103
音更町長	情報・防災課	0155-42-2111
池田町長	総務課	015-572-3111
豊頃町長	総務課	015-574-2211
浦幌町長	総務課	015-576-2111
住民		

＜幕別ダム管理規定に定める関係機関への通報系統図＞

ダ　ム　管　理　者

通　報　先	担　当　課	電　話
帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
帯広開発建設部長	管理課	0155-24-4121
帯広警察署長	地域課	0155-25-0110
幕別町長	防災環境課	0155-54-6601

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節　水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章　水防信号、水防標識等

第1節　水防信号

法第 20 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

(1) 第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

(2) 第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

(3) 第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

(4) 第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

(5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警　鐘　信　号	サイレン信号（余いん防止符）
第１信号	○休止　○休止　○休止	約5秒　15秒　5秒　15秒　5秒　15秒　5秒　15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第２信号	○－○－○　　○－○－○	約5秒　6秒　5秒　6秒　5秒　6秒　5秒　6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第３信号	○－○－○－○　　○－○－○－○	約10秒　5秒　10秒　5秒　10秒　5秒　10秒　5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第４信号	乱　　打	約1分　5秒　1分 ○－休止－○－

備考　１　信号は適宜の時間継続すること。

　　２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

　　３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節　水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

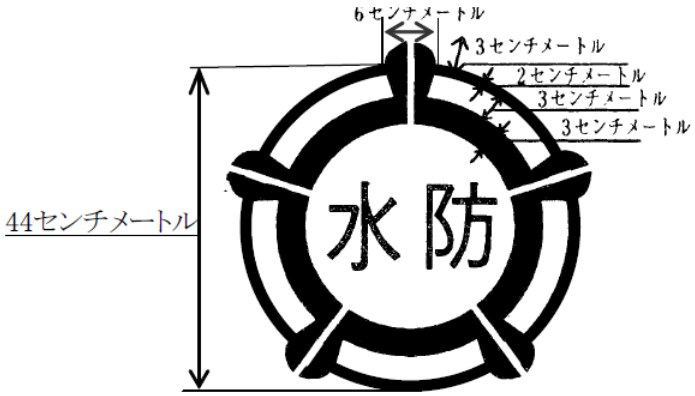

第3節　身分証票

法第 49 条第１項及び第２項の規定により、町の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

表

第　　号

水防立入調査員証

所　属

職

氏　名

上記の者は、水防法（昭和 24 年法律 193 号）第 49 条第１項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。

年　　月　　日

幕別町長

印

裏

注　　意

１．本証は水防法第 49 条第２項による立入証である。

２．本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。

３．記名以外の者の使用を禁ずる。

４．本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。

第 12 章　協力及び応援

第1節　河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

１　北海道開発局長の協力が必要な事項

(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

(2) 重要水防箇所の合同点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材（災害対策用機械含む）の貸与

(5) 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

２　知事の協力が必要な事項

(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

(2) 重要水防箇所の合同点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与（貸与可能な備蓄資器材については、各年度に更新公表される北海道十勝総合振興局帯広建設管理部ホームページの内容による）

第2節　水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接水防管理団体に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理団体は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

法第 23 条の規定に基づく隣接水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。

幕別町水防管理者（防災環境課長）	要請先	担当課	電話	消防本部	電話
	帯広市水防管理者	総務課	0155-24-4111	とかち広域消防局	0155-26-9126
	音更町水防管理者	情報・防災課	0155-42-2111		
	池田町水防管理者	総務課	015-572-3111		
	豊頃町水防管理者	総務課	015-574-2211		
	浦幌町水防管理者	総務課	015-576-2111		

第3節　警察官の援助要求

水防管理者は、法第 22 条の規定により水防のため必要があると認めるときは、帯広警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

要請区分	要請先		要請者（担当者）	根拠
	担当者	電話		
警戒区域への立入禁止等の措置	帯広警察署長（警備課長）	0155-25-0110	消防署長	法第 21 条第 2 項
警察官の出動			水防管理者（防災環境課長）	法第 22 条
警察官通信施設の使用			水防管理者（防災環境課長）消防署長	法第 27 条
避難・立退きの場合における措置			水防管理者（防災環境課長）	法第 29 条

第4節　自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

(1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) 派遣部隊が展開できる場所

(5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行

うものとする。

第5節　国（帯広開発建設部、帯広測候所）及び北海道（十勝総合振興局）との連携

1　十勝川外減災対策協議会等

町は、帯広開発建設部及び北海道（十勝総合振興局）が開催する十勝川外減災対策協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な河川情報について、情報収集を行う。

2　ホットライン

町は、河川の水位状況については帯広開発建設部（帯広河川事務所、池田河川事務所）及び北海道（十勝総合振興局）とのホットラインにより、また気象状況については帯広測候所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節　住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

町は、必要に応じ「幕別町における災害応急対策支援に関する協定」に基づき幕別建設業協会に協力を求め、応急対策等の支援を得て水防活動を行うものとする。

第 13 章　費用負担と公用負担

第1節　費用負担

町の水防に要する費用は、法第 41 条により町が負担するものとする。

ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

(1) 法第 23 条の規定による応援のための費用

(2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節　公用負担

1　公用負担

水防のため緊急の必要があるとき、法第 28 条第 1 項の規定に基づき水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使する事ができる。

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

(3) 車両その他の運搬用器具の使用

(4) 工作物その他の障害物の処分

2　公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、様式 13－1 に定める公用負担権限委任証を携行し、関係人の請求が合った場合は、これを提示しなければならない。

様式 13—1　公用負担権限委任証

第　　号

公 用 負 担 権 限 委 任 証

住　所

職　名

氏　名

上記の者に　　区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について委任したことを証明します。

年　　月　　日

委任者　　氏名　　㊞

縦９cm×横６cm

３ 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式 13－２に定める証票を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

様式 13－２ 公用負担命令票

第　　号

公　用　負　担　命　令　票

住　所
氏　名

水防法第２８条第１項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

１．目的物

(1)　所在地

(2)　名　称

(3)　種　類（又は内容）

(4)　数　量

２．負担内容
（使用・収用・処分等について詳記すること）

年　　月　　日

命令者　　職　　氏　名　　㊞

（日本工業規格Ａ４版）

４ 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第 28 条第２項の規定により時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章　水防報告

第 1 節　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

(1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
(2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
(3) 警戒出動及び解散命令の時刻
(4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
(5) 水防作業の状況（写真撮影等）
(6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
(7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
(8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
(9) 応援の状況
(10) 居住者出勤の状況
(11) 警察関係の援助の状況
(12) 現場指導の官公署氏名
(13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
(14) 水防関係者の死傷
(15) 殊勲者及びその功績
(16) 殊勲水防団とその功績
(17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節　水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告するものとする。

(1) 水防団及び消防の機関を出動させたとき
(2) 他の水防管理団体に応援を要求したとき
(3) その他必要と認める事態が発生したとき

第3節　水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに様式 14－1 により水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに十勝総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】１月～５月、６月～７月、８月～９月、10 月～12 月

様式 14-1

水 防 活 動 実 施 報 告 書

（市町村名　　）

区分	水防活動		使　用　資　材　費			備　考
	団体数	延人員	主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分前回迄	（　）	人	円	円	円	
月　分	（　）					
累　　計	（　）					

（作成要領）

1．「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2．「団体数」欄の（　）書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

3．「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

4．「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。

5．「その他の資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

第 15 章 水 防 訓 練

第1節 実施責任者

法第 32 条の２の規定により町は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し水防技術の向上を図るものとする。

また、町、水防関係機関、町民、各施設管理者及び自主防災組織等は、水防の責務を果たし、水害による被害を軽減するため、協力・連携した水防訓練を実施し、水害の発生に備える。

第2節 水防訓練の内容

実施責任者	訓　練　の　内　容
幕別町、水防関係機関	１　図上訓練 水害に対応する応急訓練を図上において実施する。 ２　実地訓練 水防工法、樋門等の操作、水位･雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報、通信伝達などのほか、幕別消防署に要請して、消防職・団員の動員を求め訓練を実施する。 ３　避難訓練 避難の指示、伝達方法、避難の誘導など訓練。その際、水防協力団体、避難行動要支援者等と連携して行うものとする。 ４　その他
町民、各施設管理者、自主防災組織等	１　地域の水害を想定した図上訓練。 ２　行政が行う訓練への協働参加。 ３　避難訓練（避難場所や避難方法等の確認、避難行動要支援者の把握等） ４　その他

第 16 章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

１　洪水浸水想定区域の指定状況

北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

現在、本町に関係する浸水想定区域図は「資料５　浸水想定区域図」のとおりである。

２　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

法第 15 条第１項の規定により、市町村防災会議は、洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水、内水時（以下、「洪水時等」という。）等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ　大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

なお、本町における対象施設は、「イ　要配慮者利用施設」のみであり、幕別町地域防災計画で定められている施設は、「資料６　浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧」のとおりで、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

３　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第１項の規定により幕別町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時

の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。

また、円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、幕別町地域防災計画に定められたとおり電話、ＦＡＸ、広報車等により伝達するものとする。

４ 洪水、津波ハザードマップ等の配布等

法第 15 条４項の規定により、浸水想定区域をその区域に含む町長は、幕別町地域防災計画において定められた本章２に掲げる事項を町民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

５ 予想される水害の危険の把握と住民等への周知

町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握した時は、水害の危険を住民等へ周知しなければならない。

また、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、町民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

別　表

１　重要水防箇所

２　水門等の設置場所及び構造

　２－１　ポンプ施設

　２－２　水門･樋門･樋管

３　水防資器材の現況

４　水防資器材の民間調達可能状況

５　地区別巡視責任者

別表1　重要水防箇所

（平成30年度）

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間	管理
1	十勝川	右岸	統内築堤	30.60～35.60	5.07	堤防高	B		大臣管理区間
2	十勝川	右岸	統内築堤	36.00～36.00	0.20	堤防高	B		大臣管理区間
3	十勝川	右岸	統内築堤	36.80～37.20	0.59	堤防高	B		大臣管理区間
4	十勝川	右岸	統内築堤	37.40～37.40	0.20	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
5	十勝川	右岸	統内築堤	37.80～38.20	0.63	堤防高	B		大臣管理区間
6	十勝川	右岸	相川築堤	38.80～40.00	0.96	堤防高	B		大臣管理区間
7	十勝川	右岸	相川築堤	40.20～41.00	0.69	堤防高	B		大臣管理区間
8	十勝川	右岸	相川築堤	45.80～46.00	0.27	堤防高	B		大臣管理区間
9	十勝川	右岸	相川築堤	46.20～46.20	0.14	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
10	十勝川	右岸	相川築堤	46.40～47.00	0.55	堤防高	B		大臣管理区間
11	十勝川	右岸	札内築堤	47.80～49.60	1.75	堤防高	B		大臣管理区間
12	十勝川	右岸	札内築堤	51.00～51.20	0.35	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
13	十勝川	右岸	札内築堤	53.40～53.40	0.18	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
14	十勝川	－	千代田大橋（新橋）	37.55	－	工作物	B		大臣管理区間
15	十勝川	－	第１十勝川橋梁	38.05	－	工作物	B		大臣管理区間
16	十勝川	－	十勝中央大橋	48.33	－	工作物	B		大臣管理区間
17	十勝川	右岸	統内築堤	35.70～35.90	0.12	旧川跡	要注意		大臣管理区間
18	十勝川	右岸	統内築堤	36.35～36.40	0.06	旧川跡	要注意		大臣管理区間
19	十勝川	右岸	相川築堤	38.70～38.80	0.07	旧川跡	要注意		大臣管理区間
20	十勝川	右岸	相川築堤	40.85～40.90	0.05	旧川跡	要注意		大臣管理区間
21	十勝川	右岸	相川築堤	42.10～42.20	0.08	旧川跡	要注意		大臣管理区間
22	十勝川	右岸	相川築堤	46.50～46.65	0.15	旧川跡	要注意		大臣管理区間
23	十勝川	右岸	相川築堤	46.95～47.05	0.11	旧川跡	要注意		大臣管理区間
24	十勝川	右岸	札内築堤	48.09～48.10	0.04	旧川跡	要注意		大臣管理区間
25	十勝川	右岸	札内築堤	50.55～50.70	0.16	旧川跡	要注意		大臣管理区間
26	十勝川	右岸	札内築堤	52.15～52.19	0.06	旧川跡	要注意		大臣管理区間
27	十勝川	右岸	札内築堤	52.75～52.80	0.11	旧川跡	要注意		大臣管理区間
28	十勝川	右岸	札内築堤	53.00～53.05	0.06	旧川跡	要注意		大臣管理区間
29	十勝川	右岸	札内築堤	53.15～53.25	0.10	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
30	札内川	－	札内清柳大橋	7.01	－	工作物	B		大臣管理区間
31	札内川	右岸	愛国築堤	7.00～7.40	0.33	旧川跡	要注意		大臣管理区間
32	猿別川	左岸	猿別築堤	1.00～2.80	2.12	堤防高	B		大臣管理区間
33	猿別川	左岸	猿別築堤	4.40～4.40	0.24	堤防高	B		大臣管理区間
34	猿別川	右岸	猿別築堤	1.00～1.20	0.24	堤防高	B		大臣管理区間
35	猿別川	－	止若橋	2.97	－	工作物	B		大臣管理区間
36	猿別川	－	猿別橋（新橋）	4.61	－	工作物	B		大臣管理区間
37	猿別川	左岸	猿別築堤	1.20～1.30	0.13	旧川跡	要注意		大臣管理区間
38	猿別川	左岸	猿別築堤	1.60～1.90	0.28	旧川跡	要注意		大臣管理区間
39	猿別川	左岸	猿別築堤	4.30～4.40	0.06	旧川跡	要注意		大臣管理区間
40	猿別川	右岸	猿別築堤	3.30～3.50	0.15	旧川跡	要注意		大臣管理区間
41	猿別川	右岸	猿別築堤	4.30～4.55	0.26	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
42	猿別川	右岸	猿別築堤	4.65～4.80	0.14	旧川跡	要注意		大臣管理区間
43	途別川	左岸	途別築堤	0.80～3.00	2.46	堤防高	B		大臣管理区間
44	途別川	左岸	途別築堤	3.20～3.20	0.21	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
45	途別川	左岸	途別築堤	3.40～3.80	0.61	堤防高	B		大臣管理区間
46	途別川	右岸	途別築堤	0.60～0.80	0.41	堤防高	B		大臣管理区間
47	途別川	右岸	途別築堤	1.20～1.60	0.66	堤防高	B		大臣管理区間
48	途別川	右岸	途別築堤	1.80～1.80	0.21	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
49	途別川	右岸	途別築堤	2.20～2.40	0.41	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間

別表1　重要水防箇所

（平成30年度）

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間	管理
50	途別川	右岸	途別築堤	2.80～3.20	0.62	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
51	途別川	右岸	途別築堤	3.40～3.60	0.41	堤防高	B		大臣管理区間
52	途別川	右岸	途別築堤	1.60～1.60	0.25	堤防断面	B		大臣管理区間
53	途別川	右岸	途別築堤	1.72～1.80	0.08	法崩れ・ｽﾍﾞﾘ	B	重点区間	大臣管理区間
54	途別川	右岸	途別築堤	1.80～2.00	0.21	法崩れ・ｽﾍﾞﾘ	B		大臣管理区間
55	途別川	右岸	途別築堤	2.00～2.40	0.41	法崩れ・ｽﾍﾞﾘ	B	重点区間	大臣管理区間
56	途別川	右岸	途別築堤	2.40～2.60	0.21	法崩れ・ｽﾍﾞﾘ	B		大臣管理区間
57	途別川	右岸	途別築堤	2.60～3.20	0.62	法崩れ・ｽﾍﾞﾘ	B	重点区間	大臣管理区間
58	途別川	右岸	途別築堤	1.72～1.80	0.08	漏水	B	重点区間	大臣管理区間
59	途別川	右岸	途別築堤	1.80～2.00	0.21	漏水	B		大臣管理区間
60	途別川	右岸	途別築堤	2.00～2.40	0.41	漏水	B	重点区間	大臣管理区間
61	途別川	右岸	途別築堤	2.40～2.60	0.21	漏水	B		大臣管理区間
62	途別川	右岸	途別築堤	2.60～3.20	0.62	漏水	B	重点区間	大臣管理区間
63	途別川	－	千住橋	1.11	－	工作物	B		大臣管理区間
64	途別川	－	白鳥橋	1.98	－	工作物	A		大臣管理区間
65	途別川	－	千住12号橋	2.58	－	工作物	A		大臣管理区間
66	途別川	－	途別鉄道橋	3.65	－	工作物	A		大臣管理区間
67	途別川	－	白人橋	3.68	－	工作物	B		大臣管理区間
68	途別川	左岸	途別築堤	2.80～2.85	0.05	旧川跡	要注意		大臣管理区間
69	途別川	左岸	途別築堤	2.98～3.03	0.05	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
70	途別川	左岸	途別築堤	3.40～3.60	0.21	旧川跡	要注意		大臣管理区間
71	途別川	左岸	途別築堤	3.60～3.70	0.06	旧川跡	要注意		大臣管理区間
72	途別川	右岸	途別築堤	0.40～0.50	0.04	旧川跡	要注意		大臣管理区間
73	途別川	右岸	途別築堤	1.70～1.80	0.07	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
74	途別川	右岸	途別築堤	2.80～2.85	0.04	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
75	途別川	右岸	途別築堤	2.95～3.00	0.04	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
76	途別川	右岸	途別築堤	3.10～3.20	0.03	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
77	途別川	右岸	途別築堤	3.20～3.40	0.21	旧川跡	要注意		大臣管理区間
78	猿別川	左岸	－	2.50～2.80	0.30	樋門	B		知事管理区間
79	猿別川	左岸	－	4.50～4.70	0.20	－	B		知事管理区間
80	猿別川	右岸	－	14.90～15.10	0.20	－	B		知事管理区間
81	途別川	左岸	－	0.00～1.80	1.80	樋門	B		知事管理区間

別表２－１　水門等の設置場所及び構造（ポンプ施設）

水門等の設置場所及び構造　　平成 27 年１月１日

番号	名称	水系名	河川名	左右岸別	設置場所	施設所管	操作監督員（電話番号）	断面形状	操作機構	ゲート数
1	泉町雨水排水ポンプ所	十勝川	途別川	左	札内泉町 80 番地 2	幕別町 （吐月排水樋門） 北海道	幕別町建設部水道課 （0155-54-6624）	横軸水中軸流ポンプ φ９００㎜×２ １．７㎥/s×２ 揚程２．５ｍ×９０kw	発電機エンジン	1
2	みずほ町雨水排水ポンプ所	十勝川	途別川	左	札内みずほ町 143 番地 27	幕別町 （吐月樋門） 北海道	幕別町建設部水道課 （0155-54-6624）	横軸水中軸流ポンプ φ９００㎜×２ １．９㎥/s×２ 揚程２．７ｍ×１１０kw	発電機エンジン	1
3	上統内排水機場	十勝川	十勝川	右	字新川 131 番地 3	農林水産省 （樋門） 国土交通省	（管理受託者） 幕別町経済部農林課 （0155-54-6605）	横軸斜流ポンプ φ１，６５０㎜×３ ５．７㎥/s×３ 揚程３．９ｍ× ５２０ps	エンジン	3

別表２－２ 水門等の設置場所及び構造（水門・樋門・樋管）

水門等の設置場所及び構造（水門・樋門・樋管）　　平成 27 年１月１日現在

番号	名称	水系名	河川名	左右岸別	設置場所	施設所管	断面形状	操作機構	ゲート数
1	白人樋門	十勝川	十勝川	右岸	幕別町千住	国土交通省 （帯広河川事務所）	2.0×2.5	エンジン	2
2	途別第１樋門	十勝川	途別川	左岸	幕別町千住	国土交通省 （帯広河川事務所）	1.2×1.2	エンジン	1
3	途別第２樋門	十勝川	途別川	左岸	幕別町千住	国土交通省 （帯広河川事務所）	3.0×2.0	エンジン	2
4	上統内樋門	十勝川	十勝川	右	字上統内	国土交通省 （池田河川事務所）	3.0×3.0×83.0	エンジン	2
5	新川樋門	十勝川	十勝川	右	字新川南１０線	国土交通省 （池田河川事務所）	3.5×3.2×80.0	エンジン	2
6	明野樋門	十勝川	十勝川	右	字明野南６線	国土交通省 （池田河川事務所）	2.5×2.0×68.0	エンジン	2
7	武山樋門	十勝川	猿別川	右	明野	国土交通省 （池田河川事務所）	2.0×2.0×45.0	エンジン	1
8	相川樋門	十勝川	猿別川	左	東２１号	国土交通省 （池田河川事務所）	3.0×2.5×46.0	エンジン	2
9	止若第２樋門	十勝川	猿別川	右	東２３号	国土交通省 （池田河川事務所）	1.2×1.2×31.0	手動	1
10	止若樋門	十勝川	猿別川	左	南２２号	国土交通省 （池田河川事務所）	1.5×1.5×35.0	手動	1
11	猿別水門	十勝川	猿別川	左	東２１号	国土交通省 （池田河川事務所）	8.46×15.0×20.0	電動	2

番号	名称	水系名	河川名	左右岸別	設置場所	施設所管	断面形状	操作機構	ゲート数
12	第 4 号排水樋管	十勝川	稲士別川	右	字千住	北海道	Φ0.6×8.0	手動	1
13	第 3 号排水樋管	十勝川	稲士別川	左	字千住	北海道	Φ0.6×7.0	手動	1
14	第 2 号排水樋管	十勝川	稲士別川	左	字千住	北海道	Φ0.6×9.0	手動	1
15	下五位排水樋門	十勝川	猿別川	右	字五位	北海道	1.25×1.25×17.7	手動	1
16	大内田排水樋管	十勝川	猿別川	左	字猿別 243-1 地先	北海道	Φ1.0×25.26	手動	1
17	山田第 3 排水樋門	十勝川	猿別川	右	字糠内 664 地先	北海道	1.25×1.25×15.8	手動	1
18	千葉樋門	十勝川	猿別川	左	字南勢 303-2 地先	北海道	1.5×1.5×14.92	手動	1
19	山中樋管	十勝川	猿別川	左	字猿別 462 地先	北海道	Φ0.9×15.6	手動	1
20	牛尾樋管	十勝川	猿別川	右	字軍岡 450-3 地先	北海道	Φ1.0×20.7	手動	1
21	左 6 号排水樋門	十勝川	猿別川	左	字猿別 528-1 地先	北海道	1.0×1.0×11.4	手動	1
22	穴吹排水樋管	十勝川	猿別川	左	字猿別	北海道	Φ1.0×18.7	手動	1
23	内野排水樋門	十勝川	猿別川	左	字猿別 195-1 地先	北海道	1.2×1.2×19.3	手動	1
24	新小笠原樋門	十勝川	猿別川	右	字軍岡 91-2 地先	北海道	2.0×2.5×28.41	エンジン	1
25	長田排水樋管	十勝川	猿別川	右	字美川	北海道	Φ0.9×14.0	手動	1
26	辻排水樋門	十勝川	猿別川	右	字美川	北海道	1.2×1.2×12.8	手動	1
27	森排水樋管	十勝川	猿別川	右	字美川	北海道	Φ0.9×11.0	手動	1
28	寺林排水樋門	十勝川	猿別川	右	字美川	北海道	2.0×2.5×14.2	手動	1
29	山田排水樋門	十勝川	猿別川	左	字美川	北海道	1.5×1.5×14.5	手動	1
30	田村排水樋門	十勝川	猿別川	右	字南勢 232-2 地先	北海道	1.5×1.5×16.44	手動	1
31	小笠原排水樋門	十勝川	猿別川	右	字猿別	北海道	1.5×1.5×13.56	手動	1
32	南勢排水樋門	十勝川	猿別川	右	字南勢	北海道	1.5×1.5×15.52	手動	1
33	石塚排水樋門	十勝川	猿別川	右	字軍岡	北海道	1.5×1.5×14.6	手動	1
34	久米排水樋門	十勝川	猿別川	右	字軍岡 93-1 地先	北海道	2.0×2.0×19.4	手動	1

番号	名称	水系名	河川名	左右岸別	設置場所	施設所管	断面形状	操作機構	ゲート数
35	小笠原樋門	十勝川	猿別川	右	字軍岡	北海道	3.5×2.0×21.4	エンジン	1
36	小笠原排水樋管	十勝川	猿別川	左	字美川	北海道	Φ0.6×14.0	手動	1
37	鎌田排水樋管	十勝川	猿別川	左	字猿別	北海道	Φ1.0×14.6	手動	1
38	山田排水樋門	十勝川	猿別川	右	字美川	北海道	1.0×1.0×12.6	手動	1
39	砂田排水樋管	十勝川	猿別川	左	字美川	北海道	Φ0.9×11.0	手動	1
40	砂田第2排水樋門	十勝川	猿別川	左	字美川	北海道	1.2×1.2×8.0	手動	1
41	安田排水樋門	十勝川	猿別川	左	字糠内	北海道	1.4×1.2×13.5	手動	1
42	寺山排水樋門	十勝川	猿別川	左	字糠内	北海道	1.5×1.2×12.7	手動	1
43	美濃排水樋管	十勝川	猿別川	左	字糠内	北海道	Φ0.6×16.0	手動	1
44	猿別排水樋門	十勝川	猿別川	左	字猿別 136-1 地先	北海道	3.0×2.5×26.0	エンジン	1
45	巌排水樋管	十勝川	猿別川	右	字糠内	北海道	Φ1.0×14.1	手動	1
46	八太排水樋門	十勝川	猿別川	右	字南勢	北海道	1.5×1.5×13.4	手動	1
47	千葉第2排水樋管	十勝川	猿別川	左	字南勢	北海道	Φ1.0×13.0	手動	1
48	今江排水樋管	十勝川	猿別川	右	字五位	北海道	Φ1.0×17.6	手動	1
49	森本排水樋門	十勝川	猿別川	右	字五位	北海道	Φ1.0×15.48	手動	1
50	森本第2排水樋管	十勝川	猿別川	右	字五位	北海道	Φ1.0×18.4	手動	1
51	飯塚排水樋管	十勝川	猿別川	左	字糠内	北海道	Φ1.0×17.8	手動	1
52	飯塚第2排水樋管	十勝川	猿別川	左	字糠内	北海道	Φ1.0×15.0	手動	1
53	飯塚第3排水樋管	十勝川	猿別川	左	字糠内	北海道	Φ1.0×19.1	手動	1
54	長谷川排水樋門	十勝川	猿別川	右	字五位	北海道	1.3×1.3×19.0	手動	1
55	西川排水樋門	十勝川	猿別川	左	字猿別	北海道	2.0×2.0×16.48	手動	1
56	泉排水樋管	十勝川	猿別川	右	字軍岡	北海道	Φ0.6×23.68	手動	1
57	村田排水樋管	十勝川	猿別川	左	字五位	北海道	1.0×1.0×19.5	手動	1

番号	名称	水系名	河川名	左右岸別	設置場所	施設所管	断面形状	操作機構	ゲート数
58	山田第 4 排水樋門	十勝川	猿別川	左	字糠内	北海道	1.0×1.0×12.6	手動	1
59	森本第 3 排水樋門	十勝川	猿別川	左	字糠内	北海道	1.75×1.75×16.6	手動	1
60	穴吹第二排水樋管	十勝川	恩根内川	右	字猿別	北海道	Φ1.0×19.26	手動	1
61	千住排水樋門	十勝川	旧途別川	左	字千住	北海道	3.2×2.2×4.657	エンジン	2
62	横田排水樋管	十勝川	旧途別川	左	字千住	北海道	Φ0.6×12.98	手動	1
63	芥排水樋管	十勝川	旧途別川	左	字千住	北海道	Φ0.9×9.0	手動	1
64	斉藤排水樋管	十勝川	旧途別川	右	字千住	北海道	Φ0.6×10.85	手動	1
65	平沢排水樋門	十勝川	旧途別川	左	字相川 552 地先	北海道	1.0×1.0×10.98	手動	1
66	南排水樋管	十勝川	旧途別川	右	字千住 305 地先	北海道	Φ0.6×11.26	手動	1
67	宮本排水樋管	十勝川	旧途別川	右	字千住 560 地先	北海道	Φ0.9×13.46	手動	1
68	松田排水樋門	十勝川	旧途別川	右	字千住 566 地先	北海道	2.0×2.0×8.08	手動	1
69	松浦排水樋管	十勝川	旧途別川	右	字相川 764 地先	北海道	Φ0.6×12.56	手動	1
70	咾別川排水樋門工	十勝川	旧途別川	左	字相川	北海道	4.3×2.5×8.32	エンジン	2
71	木下排水樋管	十勝川	旧途別川	左	字相川 712 地先	北海道	Φ0.9×11.36	手動	1
72	渡辺排水樋管	十勝川	旧途別川	右	字相川 729 地先	北海道	Φ0.9×13.36	手動	1
73	坂口排水樋門工	十勝川	旧途別川	右	字相川	北海道	1.5×1.5×11.72	手動	1
74	古川排水樋管	十勝川	旧途別川	左	字相川 756 地先	北海道	Φ0.9×13.9	手動	1
75	森排水樋管工	十勝川	旧途別川	右	字猿別	北海道	Φ0.9×11.68	手動	1
76	山田排水樋管工	十勝川	旧途別川	右	字猿別	北海道	Φ0.9×12.88	手動	1
77	篠原排水樋管工	十勝川	旧途別川	左	字相川	北海道	Φ0.6×9.6	手動	1
78	塚本排水樋管	十勝川	旧途別川	左	字相川	北海道	Φ0.9×7.6	手動	1
79	稲川樋管工	十勝川	古舞川	右	字途別 472 地先	北海道	Φ1.0×14.68	手動	1
80	筒井樋管工	十勝川	古舞川	左	字途別 472 地先	北海道	Φ1.0×11.32	手動	1

番号	名称	水系名	河川名	左右岸別	設置場所	施設所管	断面形状	操作機構	ゲート数
81	白木第二排水樋管	十勝川	途別川	左	字途別 340-1 地先	北海道	Φ1.0×12.92	手動	1
82	山口排水樋門	十勝川	途別川	右	字途別 494-1 地先	北海道	1.25×1.0×12.8	手動	1
83	日崎樋門工	十勝川	途別川	右	字依田 201 地先	北海道	1.25×1.25×24.54	手動	1
84	近嶋樋管工	十勝川	途別川	右	字依田 201 地先	北海道	Φ1.0×21.4	手動	1
85	山内排水樋門	十勝川	途別川	左	字途別 497-3 地先	北海道	1.5×1.5×14.16	手動	1
86	大野樋管	十勝川	途別川	右	字途別 336-7 地先	北海道	Φ1.0×13.12	手動	1
87	牧野 2 号排水樋門	十勝川	途別川	左	字途別 238 地先	北海道	1.0×1.0×13.0	手動	1
88	横山第二樋門工	十勝川	途別川	右	字途別 198-1 地先	北海道	1.0×1.0×13.0	手動	1
89	横山樋管工	十勝川	途別川	右	字途別 42-1 地先	北海道	Φ0.6×25.72	手動	1
90	山崎排水樋管	十勝川	途別川	右	字途別 367-1 地先	北海道	Φ1.0×11.24	手動	1
91	成井農林樋管	十勝川	途別川	右	字依田 371-3 地先	北海道	Φ0.6×14.18	手動	1
92	藤川排水樋管	十勝川	途別川	右	字途別 344-1 地先	北海道	Φ1.1×12.44	手動	1
93	馬淵樋管	十勝川	途別川	右	字依田	北海道	Φ0.9×17.2	手動	1
94	白木排水樋門	十勝川	途別川	右	字途別	北海道	1.0×1.0×7.8	手動	1
95	北川樋門	十勝川	途別川	右	字依田	北海道	1.2×1.2×17.16	手動	1
96	広瀬樋門工	十勝川	途別川	右	字途別 508-1 地先	北海道	2.0×2.5×7.9	手動	1
97	六軒橋樋管工	十勝川	途別川	右	字途別 131-1 地先	北海道	Φ0.9×15.91	手動	1
98	杉山樋管工	十勝川	途別川	右	字途別 62-1 地先	北海道	Φ0.9×15.29	手動	1
99	加藤排水樋管	十勝川	途別川	右	字依田	北海道	Φ0.9×9.02	手動	1
100	羽賀排水樋管	十勝川	途別川	右	字依田	北海道	Φ0.75×13.0	手動	1
101	白人第 1 排水樋管	十勝川	途別川	右	字千住	北海道	Φ0.75×12.3	手動	1
102	牧野樋門工	十勝川	途別川	左	字途別 247-5 地先	北海道	Φ0.75×13.0	手動	1
103	高橋樋管工	十勝川	途別川	左	字途別 121 地先	北海道	Φ0.9×16.54	手動	1

番号	名称	水系名	河川名	左右岸別	設置場所	施設所管	断面形状	操作機構	ゲート数
104	平野排水樋門	十勝川	途別川	左	字依田	北海道	1.8×1.8×15.26	手動	1
105	菊地樋門	十勝川	途別川	左	札内みずほ町 363-2 地先	北海道	1.7×1.7×13.06	手動	1
106	吐月樋門	十勝川	途別川	左	札内みずほ町	北海道	1.2×1.0×14.0	手動	1
107	吐月排水樋門	十勝川	途別川	左	札内泉町 79-60 地先	北海道	2.5×2.0×13.6	手動	1
108	白人第 2 排水樋管	十勝川	途別川	左	字千住	北海道	Φ0.75×13.4	手動	1
109	第 2 号佐藤排水樋管	当縁川	当縁川	左	忠類古里	北海道	Φ0.9×11.0	手動	1
110	大坂排水樋管	当縁川	当縁川	右	忠類東宝	北海道	1.2×2.0×13.3	手動	1
111	佐々木樋管	当縁川	当縁川	左	忠類古里	北海道	Φ0.6×16.74	手動	1
112	第 1 号佐藤排水樋管	当縁川	当縁川	左	忠類古里	北海道	Φ0.9×14.0	手動	1
113	安田第 2 排水樋門	十勝川	猿別川	左	字糠内	幕別町	1.0×1.0×9.0	手動	1
114	糠内排水樋門	十勝川	糠内川	右	字糠内	幕別町	1.0×1.0×9.0	手動	1
115	島倉排水樋門	十勝川	糠内川	右	字糠内	幕別町	1.0×1.0×9.0	手動	1
116	松井排水樋門	十勝川	途別川	右	字途別	幕別町	1.0×1.0×8.0	手動	1
117	第 5 号排水樋管	十勝川	稲志別川	左	字千住	幕別町	1.0×1.0×9.0	手動	1
118	第 6 号排水樋管	十勝川	稲志別川	右	字千住	幕別町	1.0×1.0×9.0	手動	1

別表3 水防資器材の現況

令和2年3月31日 現在

品　　名	規　　格	数量	備　　考
オイルフェンス	タフネルフェンス（ＴＦ-200型）5m/本	2本	
オイルフェンス	オイルキャッチャーOCR3号50m	1本	
油処理剤	ヤマトクリーンＳ480　18ﾘｯﾄﾙ	3缶	
油処理剤	ＡＣライト		
油処理剤	三井エバーライト　4号	2袋	
油吸着材マット	タフネルオイルブロッターＢＬ-50型	102枚	
油吸着材マット	木質系油吸着材　もりの木太郎　M-4580	50枚	
油吸着材マット	東洋紡Ｃマット　65-ＹＨ	46枚	
スコップ	ロイヤルトンボ、銀象印ELEPHANT他	26丁	
スコップ	ロイヤルトンボ他	10丁	
スコップ	アルミ角	6丁	
掛矢（かけや）	カネコ総業	4丁	
鋸（のこぎり）	Silky オヤカタ	2丁	
チェーンソー		6台	
鶴嘴（つるはし）		3丁	
発電機	日立　Ｅ23　2.0ＫＶＡ	7台	
発電機	日立　Ｅ26ＳＡ　2.2ＫＶＡ	2台	
発電機	ホンダ　ＥＭ23　2.3ＫＶＡ	8台	
発電機	新ダイワ ＩＥＧ5500M-Ｙ　5.5ＫＶ		
発電機	ホンダ　ＥＭ3000　3.0ＫＶＡ		
土のう袋	ビニール袋、ポリエチレン袋及び麻袋	1,725袋	
鉄線			
木材	杭(長さ92×縦4.5×横4.5)	40本	
クリッパ		1丁	
一輪車		16台	
ハンマー	金象印ＡＳＡＫＡ×6 ＤＯＧＹＵ　（P8）3.5ｋ	7本	
竹箒（たけぼうき）		7本	
検索棒		60本	
とび		10本	
毛布			
ヘルメット		78個	
胴長		14足	
雨合羽（あまがっ		33着	
ライト	懐中電灯	34個	
	LEDヘッドライト	4個	

別表4　水防資器材の民間調達可能状況

(1) 水防資器材の調達先

調達先	所在地	連絡先	調達可能な資材	備　考
上田金物店	錦町 81-2	54-2508	麻袋、PP 袋、縄、鉄線等	
笹井金物店	錦町 42	54-2001	麻袋、PP 袋、縄、鉄線等	
興農産業株式会社	本町 96	54-2011	麻袋、PP 袋、縄、鉄線等	
ホームプラザ	札内共栄町 25-1	27-2480	麻袋、PP 袋、縄、鉄線等	
ホーマック㈱札内店	札内共栄町 163-4	23-1496	麻袋、PP 袋、縄、鉄線等	
幕別町農協購買部店舗	字軍岡 555-2	54-4120	麻袋、PP 袋、縄、鉄線等	
札内農協生産資材店舗	札内中央町 510	56-2249	麻袋、PP 袋、縄、鉄線等	
忠類農協資材店舗	忠類栄町 259	8-2763	麻袋、PP 袋、縄、鉄線等	
幕別町森林組合	宝町 53-1	54-2911	丸太くい	
ニッタ㈱農林事務所	新町 115	54-2206	丸太くい	

(2)水防用土砂調達先

調達先	所在地	連絡先	調達可能な資材	備　考
浅井建材㈲	札内青葉町 310-6	56-3141	水防用土砂等	
佐山砕石総合ﾌﾟﾗﾝﾄ㈲	字明野 214-1	54-2658	水防用土砂等	
日共砂利事業所㈲	字相川 255	54-4738	水防用土砂等	
タイキ工業㈱幕別ﾌﾟﾗﾝﾄ	字依田 239	56-2448	水防用土砂等	
幕別興業㈱砂利ﾌﾟﾗﾝﾄ	字猿別 136-5	56-6630	水防用土砂等	
斉藤砂利工業㈲	字軍岡 12	54-2614	水防用土砂等	
森砂利工業㈱	忠類幸町 380-14	8-2627	水防用土砂等	

別表5　地区別巡視責任者

町の地区別巡視責任者を次のとおり定め、課員を巡視担当員として担当水防区域内の河川等を巡視するものとする。

地区別巡視責任者

地　　区	担当河川等	巡視担当課	巡視責任者
幕別市街区	猿別川（十勝川～旧途別川） 旧途別川（最上流～猿別川）他	都市計画課 水道課	都市計画課長
札内市街区	札内川（十勝川～ＪＲ橋） 途別川（依田橋～白人橋）他	都市計画課 水道課	都市計画課長
幕別地区 （市街地を除く）	十勝川（十勝中央大橋～豊頃区域界） 猿別川（旧途別川～糠内川）他	土木課 農林課	土木課長
札内地区 （市街地を除く）	札内川（ＪＲ橋～帯広区域界） 十勝川（札内川～十勝中央大橋） 途別川（依田橋～帯広区域界） 途別川（白人橋～十勝川）他	土木課 農林課	土木課長
糠内地区	猿別川（糠内川～更別区域界） 糠内川（猿別川～最上流）他	土木課 農林課	土木課長
忠類地区	当縁川	経済建設課	経済建設課長
幕別ダム		農林課	農林課参事

地区別巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内の監視及び警戒をさらに厳重にし、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡するものとする。

巡視・警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

(1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
(2) 堤防の上端の亀裂または沈下
(3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
(4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
(5) 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
(6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

また、地区別巡視責任者は浸水被害など水防上特に注意を必要とする箇所について、「幕別町における災害応急対策支援に関する協定」に基づき、幕別建設業協会等の協力を得ながら監視及び警戒を行う人員を配置し、異常を発見した場合は、すぐに水防活動に移行できる体制をとるものとする。

資　料

１　幕別町防災会議条例

２　水　防　法

３　水　防　工　法

４　水防に関する用語集

５　浸水想定区域図

６　浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

資料1　幕別町防災会議条例

○幕別町防災会議条例

（昭和38年３月23日　条例第２号）

改正

昭和58年11月24日　条例第38号
平成12年３月24日　条例第23号
平成12年９月29日　条例第60号
平成15年３月７日　条例第10号
平成18年３月10日　条例第９号
平成25年12月12日　条例第35号
平成27年12月11日　条例第35号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、幕別町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　幕別町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
(4)　水防法（昭和24年法律第193号）第33条第２項の規定により幕別町水防計画を審議すること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は33人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　町の区域の全部又は一部を管轄する警察署長又はその指名する職員
(2)　町長がその部内の職員のうちから指名する者
(3)　町の教育委員会の教育長
(4)　町の消防団長
(5)　とかち広域消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
(6)　指定地方行政機関及び北海道の職員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
(7)　陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
(8)　町内の公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
(10)　公募による者

６　前項第１号及び第４号から第10号までの委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから、町長が任命する。

（部会）

第５条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和58年11月24日条例第38号）

この条例は、昭和58年12月１日から施行する。

附　則（平成12年３月24日条例第23号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年９月29日条例第60号）

この条例は、平成13年１月１日から施行する。

附　則（平成15年３月７日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年３月10日条例第９号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成25年12月12日条例第35号）

この条例は、平成26年１月１日から施行する。

附　則（平成27年12月11日条例第35号）

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の幕別町防災会議条例第３条第５項第４号及び第５号委員（平成 28 年７月４日までに任命される者に限る。）の任期は、同条第６項の規定にかかわらず、同日までとする。

資料2 水 防 法

○水防法

発令　　：昭和24年6月4日号外法律第193号
最終改正：平成29年５月19日号外法律第31号
改正内容：平成29年５月19日号外法律第31号[平成29年６月19日]

水防法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　水防組織（第三条―第八条）
第三章　水防活動（第九条―第三十二条の三）
第四章　指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
第五章　水防協力団体（第三十六条―第四十条）
第六章　費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
第七章　雑則（第四十五条―第五十一条）
第八章　罰則（第五十二条―第五十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指

定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章　水防組織

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

２　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

２　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

３　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

２　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

２　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

３　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

４　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

５　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

６　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

７　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

２　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

５　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章　水防活動

（河川等の巡視）

第九条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

２　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3　都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

2　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二

項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

３　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用

者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2　水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3　水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5　前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七　水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2　浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3　何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4　水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八　浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2　水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3　水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2　大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　国土交通大臣

二　当該河川の存する都道府県の知事

三　当該河川の存する市町村の長

四　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五　当該河川の河川管理者

六　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七　第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3　大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

４　前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十　都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

２　都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　当該都道府県知事

二　当該河川の存する市町村の長

三　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四　当該河川の河川管理者

五　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六　第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

３　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

２　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

２　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

２　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

２　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

３　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

４　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

２　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

３　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条　二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一　当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章　指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章　水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四　水防に関する調査研究を行うこと。

五　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第四十条　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章　費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

２　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

３　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

４　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

２　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

３　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章　雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

２　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章　罰則

第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

２　前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条の七第三項の規定に違反した者

二　第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二　第二十条第二項の規定に違反した者

三　第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二四年八月三日〕から施行する。

2　国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3　国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4　国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附　則〔昭和二七年七月三一日法律第二五八号抄〕

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附　則〔昭和二九年六月一日法律第一四〇号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和二九年六月八日法律第一六三号抄〕

（施行期日）

1　この法律〔中略〕は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日〔昭和二九年七月一日〕から施行する。

附　則〔昭和三〇年七月一一日法律第六一号抄〕

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和三一年六月一一日法律第一四一号抄〕

1　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附　則〔昭和三二年五月一六日法律第一〇五号抄〕

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和三二年八月政令二五三号により、昭和三二・八・一〇から施行〕

附　則〔昭和三三年三月一五日法律第八号〕

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三三年四月政令九五号により、昭和三三・五・一から施行〕

附　則〔昭和三五年六月三〇日法律第一一三号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

〔経過規定〕

第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

２　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

〔罰則〕

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則〔昭和四七年六月二三日法律第九四号抄〕

１　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附　則〔昭和五七年七月一六日法律第六六号〕

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附　則〔昭和五九年一二月二五日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。〔後略〕

（政令への委任）

第二十八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則〔昭和六〇年六月二一日法律第六九号抄〕

（施行期日）

１　この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附　則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

（施行期日）

１　この法律中、〔中略〕第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律〔平成六年六月法律第四八号〕中地方自治法〔昭和二二年四月法律第六七号〕第三編第三章の改正規定の施行の日〔平成七年六月一五日〕から施行する。

附　則〔平成七年四月二一日法律第六九号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　平成七年八月一日

二　〔略〕

第三条　この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

二～六　〔略〕

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条　中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

２　改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

３　改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条　なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条　改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条　第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第千三百四十四条の規定　公布の日

二　〔略〕

附　則〔平成一三年六月一三日法律第四六号〕

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（気象業務法の一部改正）

2　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔平成一七年五月二日法律第三七号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

〔平成一七年六月政令一九四号により、平成一七・七・一から施行〕

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条　旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年　六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附　則〔平成二二年一一月二五日法律第五二号抄〕

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二三年一月政令九号により、平成二三・五・一から施行〕

附　則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附　則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則〔平成二三年一二月一四日法律第一二四号抄〕

（施行期日）

1　この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日〔平成二三年一二月二七日〕から施行する。〔後略〕

附　則〔平成二五年六月一二日法律第三五号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二五年七月政令二一三号により、平成二五・七・一一から施行〕

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　〔前略〕第五十一条〔中略〕の規定　平成二十六年四月一日

三　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則〔平成二五年六月二一日法律第五四号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二　〔略〕

三　附則第七条の規定　水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日〔平成二五年七月一一日〕又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四・五　〔略〕

（政令への委任）

第二十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則〔平成二六年一一月一九日法律第一〇九号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二七年一月政令五号により、平成二七・一・一八から施行〕

附　則〔平成二七年五月二〇日法律第二二号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔後略〕

〔平成二七年七月政令二七二号により、平成二七・七・一九から施行〕

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

２　前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、

第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則〔平成二九年五月一九日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二九年六月政令一五七号により、平成二九・六・一九から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料3 水 防 工 法

1 水防工法の種類

水防活動では、速やかに現地状況に適合した工法を選定し、迅速に対応することが重要である。以下に被災要因及び対策の基本方針を示す。

被 災 要 因	対 策 の 基 本 方 針
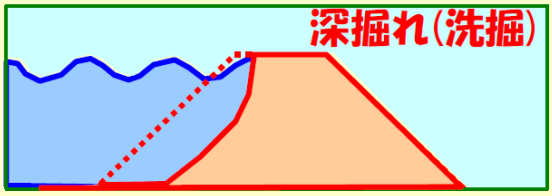 築堤部・掘込部に関わらず、川側で発生します。	激しい川の流れや波浪等により、堤防の川側が削り取られた状態を「深掘れ(洗掘)」と呼びます。 [対策] 特に築堤部で深掘れが進むと、堤防が決壊し、甚大な被害が発生する恐れがあります。深掘れが進行しないよう、堤防斜面を保護する対策が必要です。
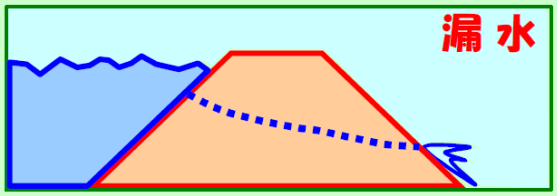 築堤部の居住地側で発生します。	河川水位が上昇し居住地側との水位差が大きくなることにより、堤防又は基礎部を通った浸透水が地表に漏れ出した状態を「漏水」と呼びます。 [対策] 漏水量の増加により堤防内の土砂が排出され決壊する恐れがあります。漏水量を増加させないよう、川側・居住地側の水位差を小さくする対策が必要です。
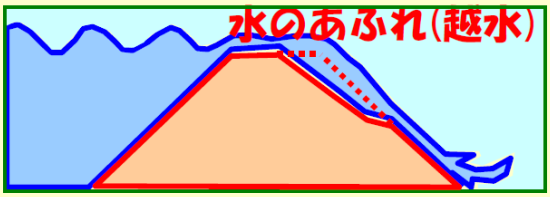 築堤部・掘込部に関わらず発生します。	河川水位が上昇し、堤防の上面を越えて溢れ出した状態を「水のあふれ(越水)」と呼びます。 [対策] 溢れ出した水が堤防上面や居住地側斜面を削り、決壊する恐れがあります。水が溢れないよう、堤防を嵩上げする対策が必要です。
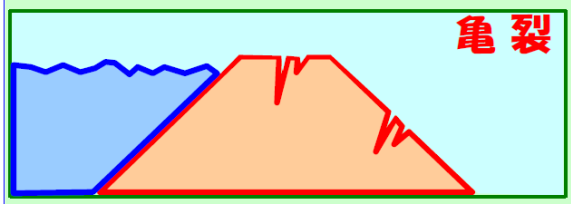 主に築堤部の堤防上面や居住地側で発生します。	河川の水圧や堤防内の浸透水等の影響で堤防が変形しひび割れが発生した状態を「亀裂」と呼びます。 [対策] 亀裂が進行し決壊する恐れがあります。亀裂が広がらないよう、被災箇所を縫い合わせる対策が必要です。
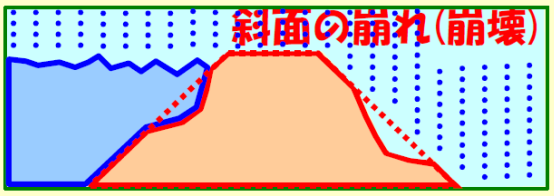 主に築堤部で発生します。川側・居住地側に関わらず発生します。	激しい川の流れや降雨の影響で堤防の一部が崩れた状態を「斜面の崩れ(崩壊)」と呼びます。 [対策] 水位があまり高くない状態でも降雨等により斜面の崩れが起る恐れがあります。居住地側の崩れでは失われた部分を直接充填する、川側では反対の居住地側を補充する対策が必要です。

被災要因別の対策として、有効な水防工法を以下に示す。

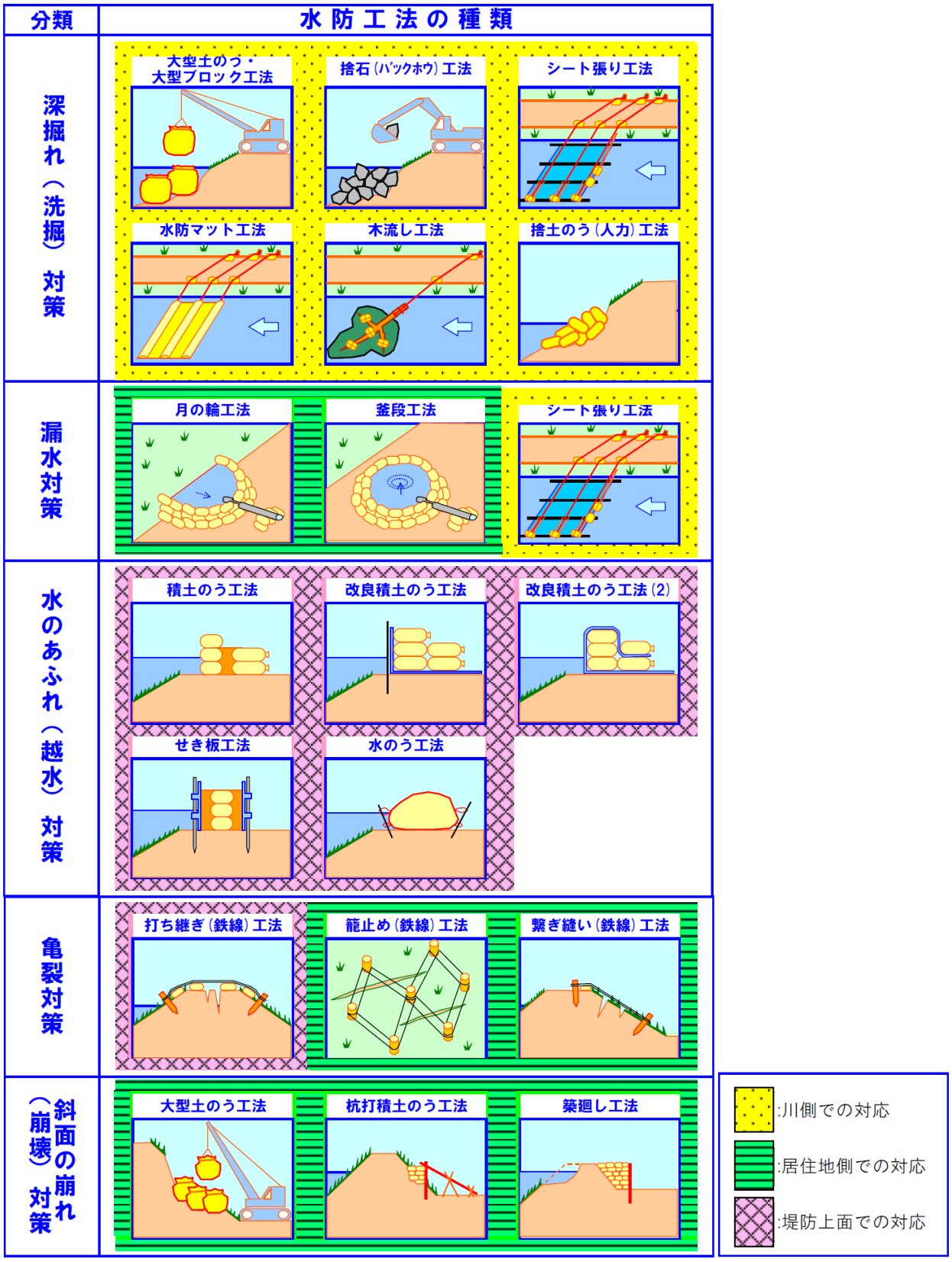

2 水防工法の選定

現地状況に応じて適切に水防工法を選定するための目安を以下に示す。

(1). 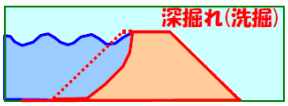

深掘れ(洗掘)対策

深掘れ対策として効果的な工法には、大型土のう工法、シート張り工法、水防マット工法、木流し工法、捨石・捨土のう工法があります。

大型土のう・大型ブロック工法 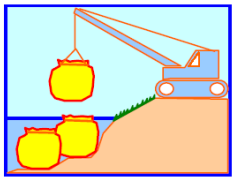	土木工事などで使用される大型土のうや大型ブロック（消波ブロック等）を被災箇所に投入し、川側斜面を直接保護する工法です。流速が速い河川にも適用でき、深掘れ防止効果が高い工法です。 [ポイント] クレーン等の重機を使用する必要があり、被災箇所の水際まで重機が近づける進入路を確保しなければなりません。また、専用の資機材を使用するため、建設業者の協力を求める必要があります。
捨石(ﾊﾞｯｸﾎｳ)工法 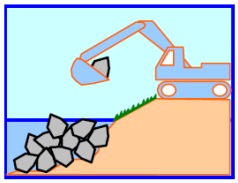	比較的大きな石をバックホウ等の重機で被災箇所に投入し、川側斜面を直接保護する工法です。流速が速い河川にも適用でき、深掘れ防止効果が高い工法です。 [ポイント] バックホウ等の重機を使用する必要があり、被災箇所の水際まで重機が近づける進入路を確保しなければなりません。また、砕石等が大量に得られる場所が近くに必要です。

※ 洪水時に水際まで重機を近づけることは非常に危険です。以上の工法の適用に当たっては十分安全が確保されることが前提となります。

シート張り工法 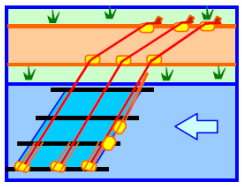	合成繊維シート（ブルーシートなど）に骨組み材や重し土のうを取付けた状態で投入し、川側斜面を直接保護する工法です。汎用材料を用いて人力で作製することができます。シートを被災箇所に密着できないと効果が得られないため流速の速い河川での適用は困難です。 [ポイント] シートがあおられないよう、重し土のうを確実に取付けることが重要です。
水防マット工法 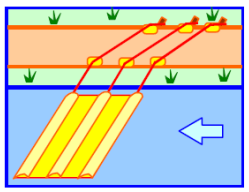	シート張り工法と同じ効果を持つ、水防活動専用に開発された工法です。緊急時に迅速に効果を発現することができます。袋体に砕石等を大量に投入できるため、シート張り工法に比べ、あおりに対する抵抗力が高く、比較的流速の速い河川にも適用可能です。 [ポイント] 被災が広範囲に及ぶ場合には、多量の専用資材(水防マット)を短時間に確保できるかが課題となります。
木流し工法 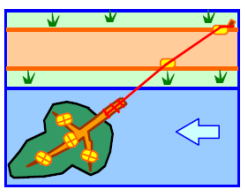	川側斜面に投入した樹木の抵抗力により、堤防表面の河川流速を低減させ、深掘れの進行を抑える工法です。シート張り工法に比べ、あおりに対する抵抗力が高く、比較的流速の速い河川にも適用可能です。 [ポイント] 現地調達できる樹木を使用しますが、流水に対する抵抗力を得るためには、枝葉の茂った木を用いる方が効果的です。また、木流しがあおられないよう、重し土のうを確実に取付けることが重要です。

捨土（すてど）のう(人力)工法 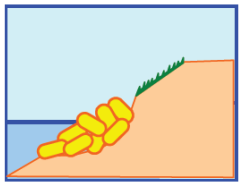	深掘れされた部分に土のう等を投入し、斜面を保護する工法です。被災箇所が、土のうを人力で投げ入れることができるような水際に近い箇所で、比較的緩やかな流速の場合にのみ適用可能です。 [ポイント] 石や土のうを単体で投入するため流水に流されやすく、特に被災箇所が広範囲に及ぶ場合には適用が困難です。緊急時の応急処置として位置付け、他の有効な工法を併せて準備すべきです。

各対策工の中から現地状況に応じた工法を適切に選定するためには、深掘れ防止の効果だけでなく、特に河川の流速、資機材入手の容易さを考慮する必要があります。

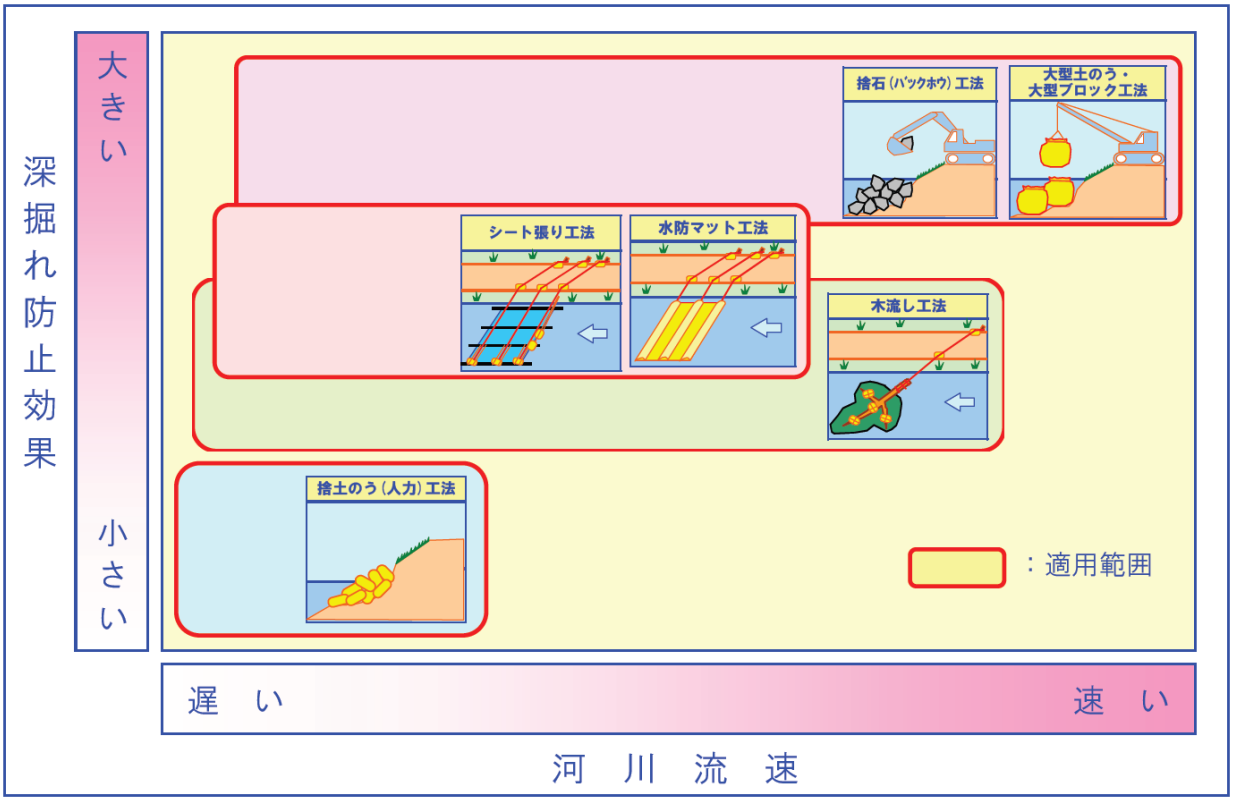

深掘れ防止工法の効果と河川流速

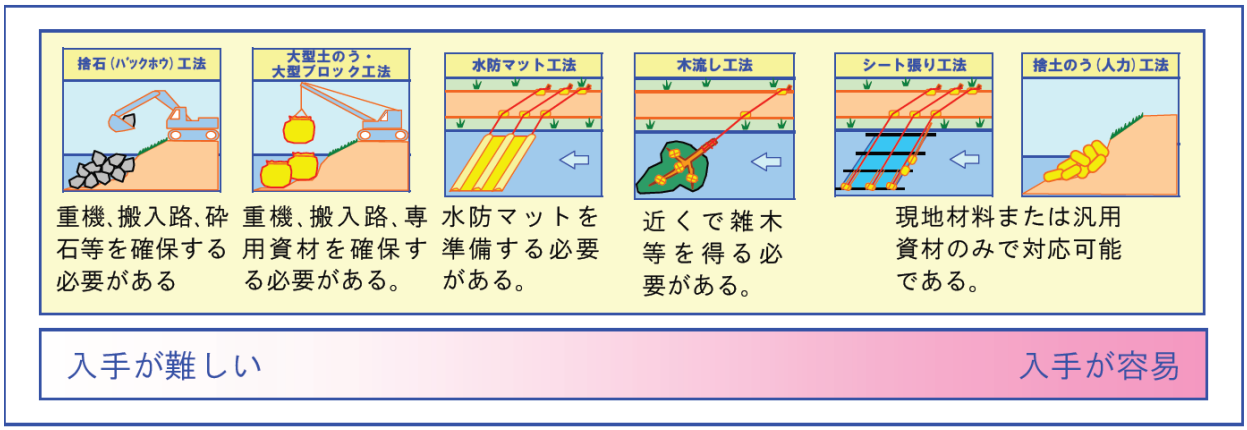

※　水防活動は、その周辺で得られる材料で工夫することが大前提です。

深掘れ防止工法に必要な資機材入手の難易度（一般的な例）

河川の流速、資機材入手の難易度を考慮した深掘れ対策工法の選定フローを示します。

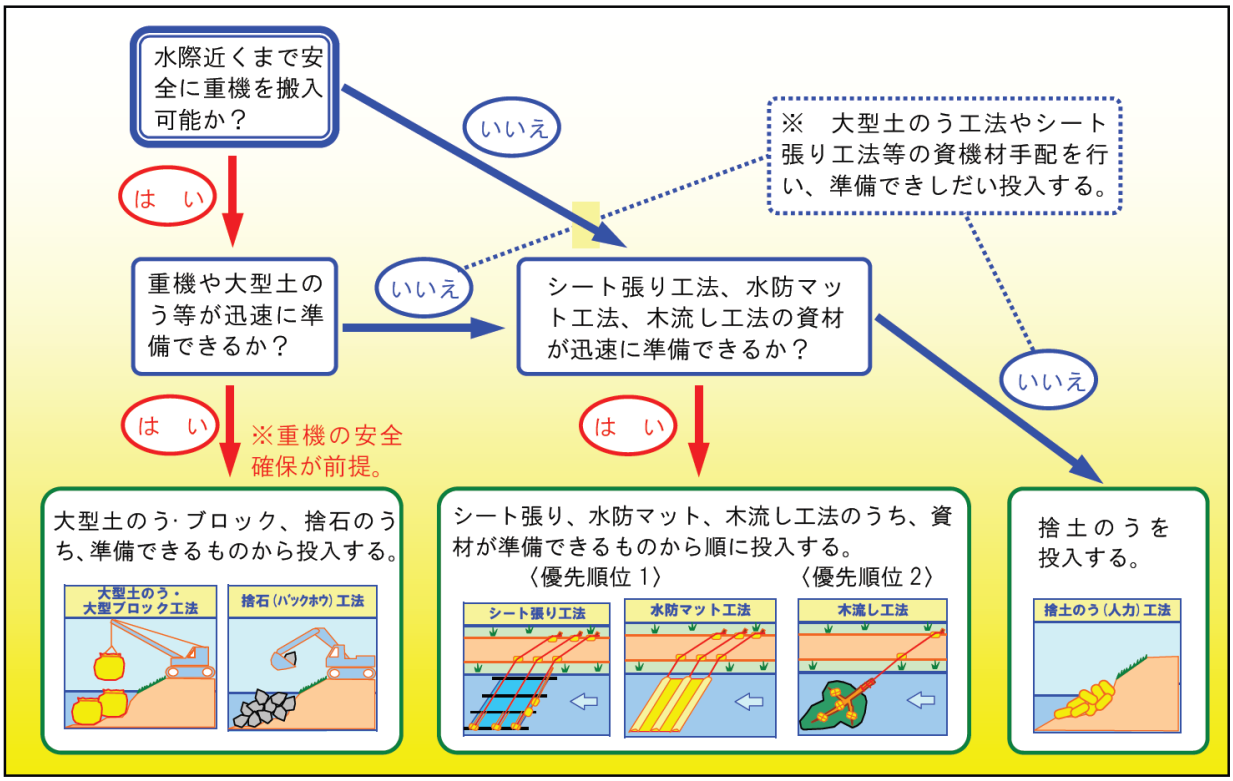

深掘れ防止工法の選定フロー

現地状況が緊急を要する場合が多いため、基本的には、資機材の準備ができる工法から優先的に実施します。ただし、より効果的な他の工法についても、手配を急ぎ、準備ができ次第、次々に実施していくことが重要です。

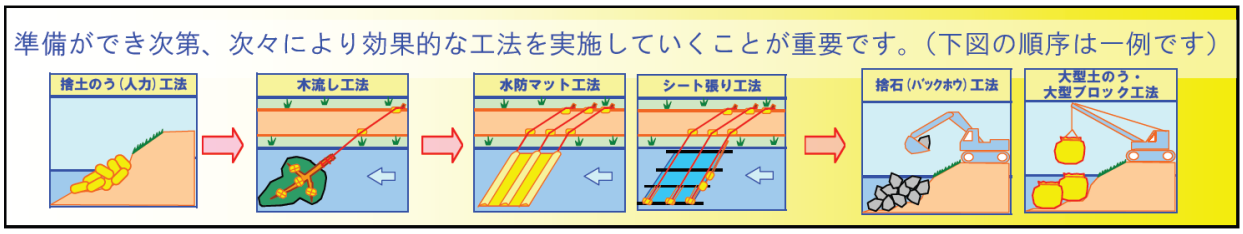

各工法を単独で実施するだけでなく、組み合せることで迅速に効果を発現できる場合があります。現地状況や緊急度に応じて柔軟に対応してください。

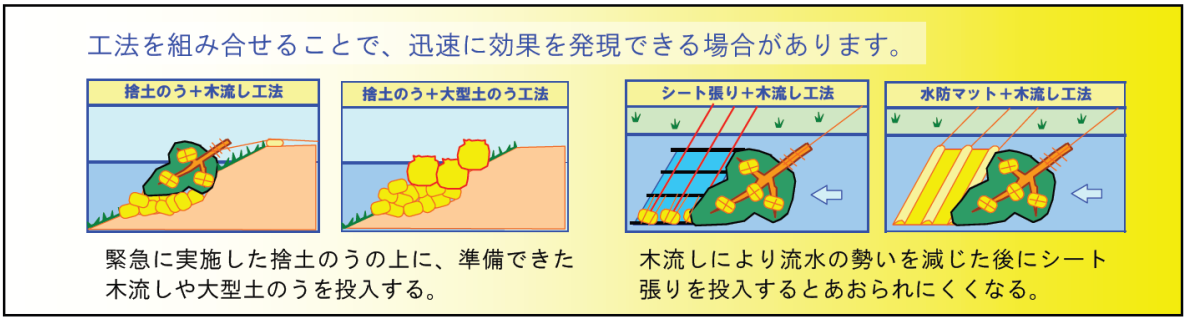

(2). 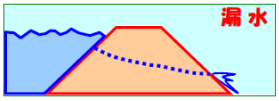

漏水対策

漏水対策として効果的な工法には、月の輪工法、釜段工法があります。また、ごく稀と考えられますが、川側で漏水が発生している箇所を特定できた場合には、シート張り工法を併用することも有効です。

月の輪工法 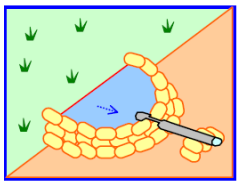	漏水箇所周辺に、土のうを月の輪状に積上げ水深を保つことにより、川側との水位差を小さくし、漏水量の増加を抑え、堤防内部の土砂流出による決壊を防止する工法です。居住地側斜面に用いられます。 [ポイント] 月の輪部分の水密性を確保し、漏水箇所（居住地側）の水位を上げることが重要です。なお、漏水量を増加させないことが目的であり、漏水を完全に止めることを期待する工法ではありません。
釜段工法 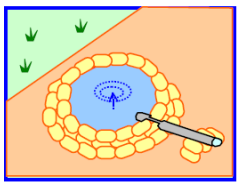	形が円形となる他は、機能・目的とも月の輪工法と同じです。居住地側の平地に適用されます。 [ポイント] 月の輪工法と同様で、円形部分の水密性を確保することが重要です。
シート張り工法 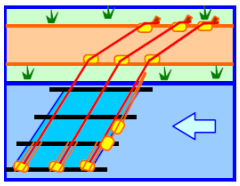	合成繊維シート（ブルーシートなど）に骨組み材や重し土のうを取付けた状態で投入し、川側斜面に発生した漏水箇所（入口）を直接遮断する工法です。汎用材料を用いて人力で作製することができます。シートを被災箇所に密着できないと効果が得られないため流速の速い河川での適用は困難です。 [ポイント] シートがあおられないよう、重し土のうを確実に取付けることが重要です。

※ 樋門等の構造物と堤防の境界部は漏水の発生し易い箇所です。川側で漏水対策を行う場合は、このような箇所に注意するようにしましょう。

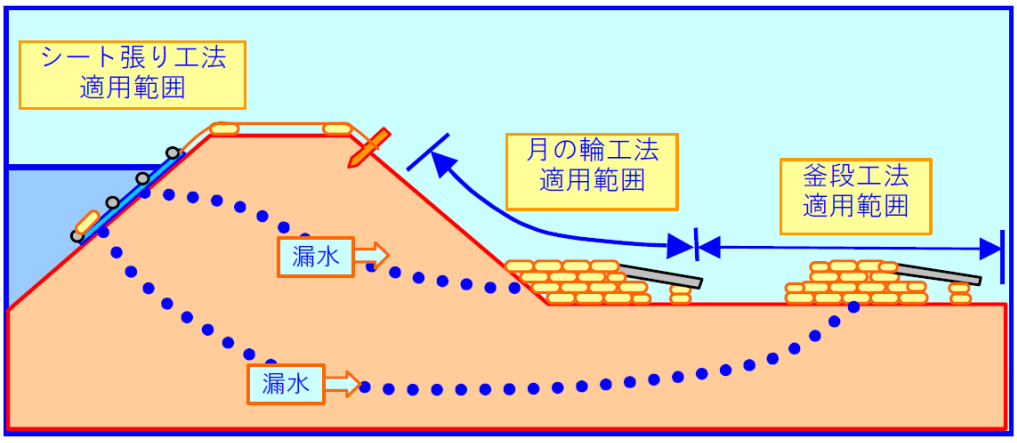

漏水対策工法の適用範囲

被災箇所を考慮した漏水対策工法の選定フローを示します。

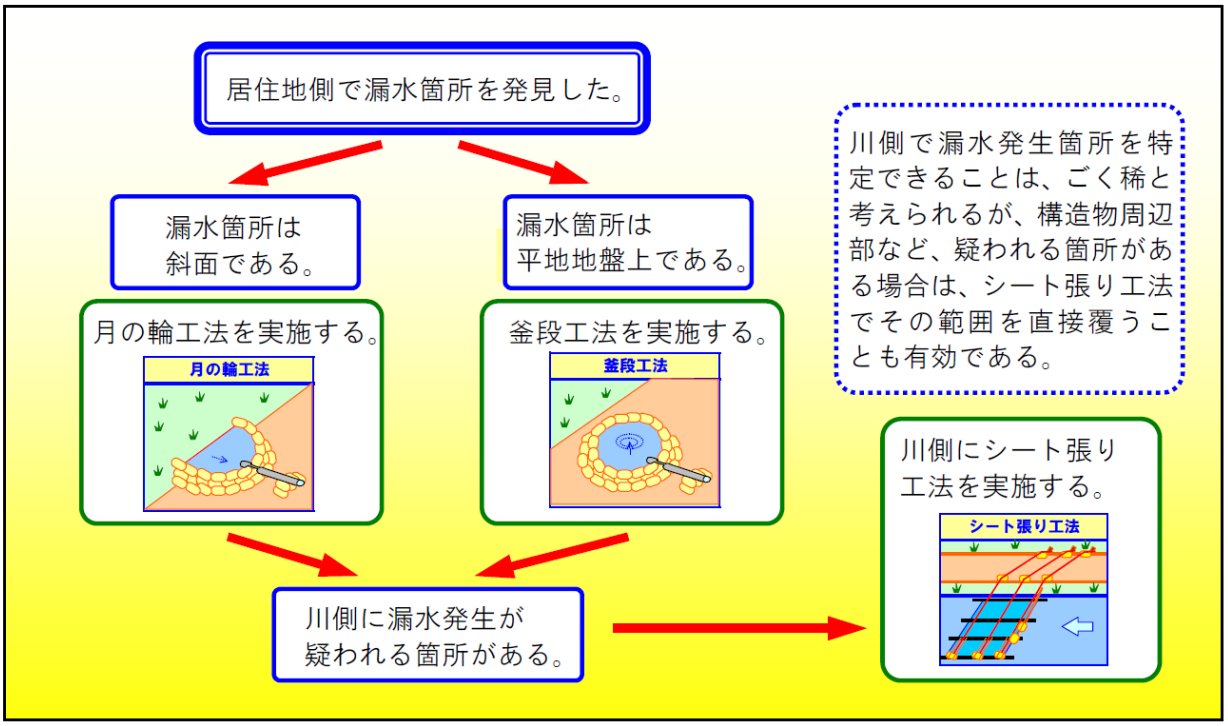

漏水防止工法の選定フロー

(3). 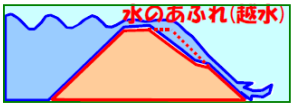

水のあふれ(越水)対策

水のあふれ(越水)対策として効果的な工法には、積土のう工法、改良積土のう工法、せき板工法、水のう工法があります。

積土のう工法 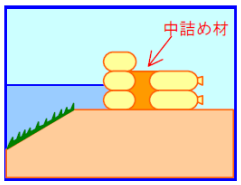	堤防上面に土のうを積上げ、水のあふれを防止する工法です。構造が簡単で汎用材料で作製できます。広く一般的に用いられています。 [ポイント]　止水の役割は主に中詰め材が受け持ちます。しっかりと踏み固め、止水性を確保することが重要です。
改良積土のう工法 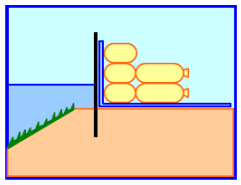	積土のう工法の改良型で、中詰め材を省略する替わりにブルーシート等で止水の役割を受け持たせる工法です。中詰め材を省略した分、施工性が向上しています。 [ポイント]　積土のう工法と同様に、土のう重量と杭で水圧に抵抗する構造です。舗装された堤防上面など、杭が打ち込めない場所では、抵抗力が減少します。
改良積土のう工法(2) 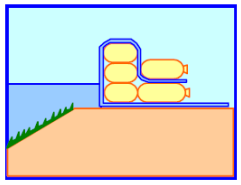	改良積土のう工法から、さらに杭を省略しています。舗装された堤防上面など、杭が打ち込めない場所で有効です。 [ポイント]　土のう重量のみで水圧に抵抗する構造です。改良積み土のう工法と同様にシートで止水性を確保しますが、杭を打ち込む必要がない分、作業が容易です。
せき板工法 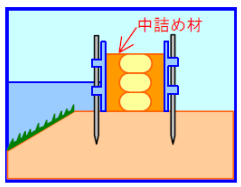	軽量鋼板製のせき板を杭で固定し、中詰め材で安定させる構造です。何らかの理由で大量の土のうを作製できない場合に有効です。 [ポイント]　中詰め材を重機で投入できる場合は、作業性が飛躍的に向上しますが、越水箇所が広範囲に及ぶ場合は、せき板の確保が課題となります。
水のう工法 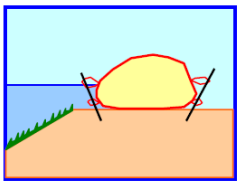	ビニロン帆布製の水のうにポンプで水を注入し水があふれることを防止する構造です。都市部で多量の土が得られない場合に有効です。 [ポイント]　水があふれる箇所が広範囲に及ぶ場合は、水のうの確保が課題となります。また、河川水位が予想以上に上昇した場合に対処することができません。

各対策工の中から、必要資機材の入手の難易度および作業性に注目し、以下にその優先性について示します。なお、作業性については、一般的な堤防上面が舗装されている場合を対象とします。

(1).必要資機材の入手の難易度

土のうやブルーシートなど汎用資材のみで作製可能な他の工法に比べ、特殊資材(水のう)やポンプが必要となる水のう工法を用いることは、特に被災箇所が広範囲に及ぶ場合、不利になります。

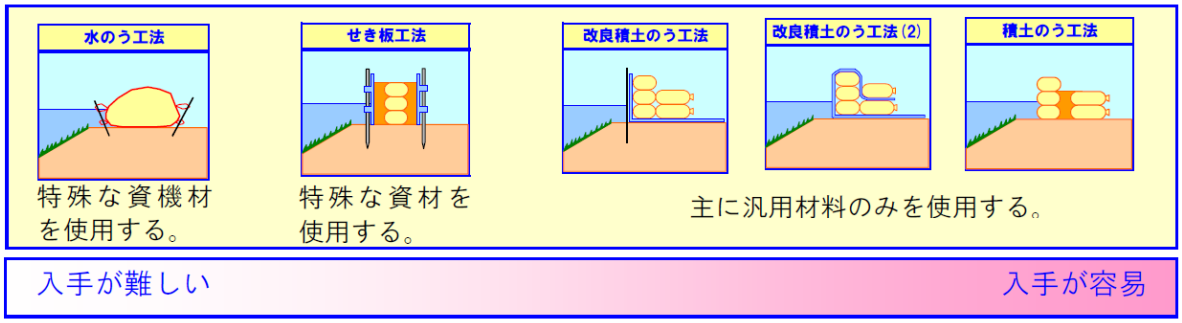

※　水防活動は、その周辺で得られる材料で工夫することが大前提です。

必要資機材の入手の難易度

(2).作業の難易度（堤防上面が舗装されている場合）

一般的な堤防上面が舗装されている箇所では、特に杭打ち作業がない、または少ない改良積土のう工法、積土のう工法が有利となります。

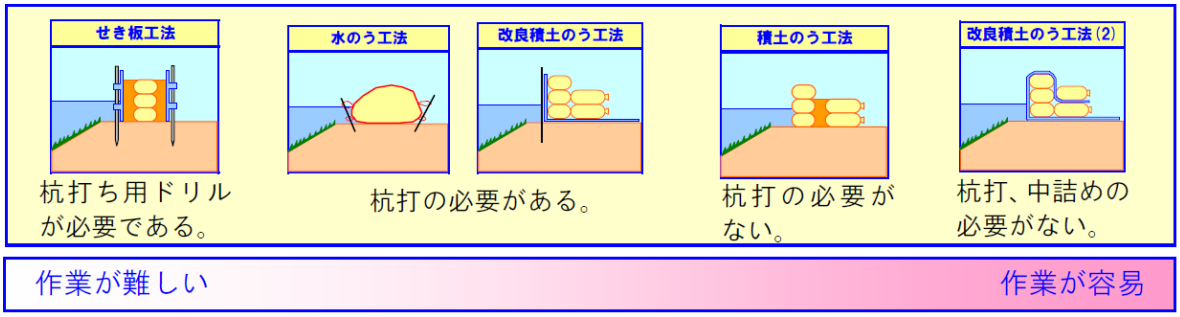

作業の難易度

資機材入手の容易さと作業性のみに注目した場合の水のあふれ対策工法選定の目安（優先度）を以下に示します。なお、実作業時には、この他、土のう作製に必要な水防団員が確保可能か、必要資材（数量）を短時間で確保可能か、など現場状況を考慮し、適切に工法選定する必要があります。

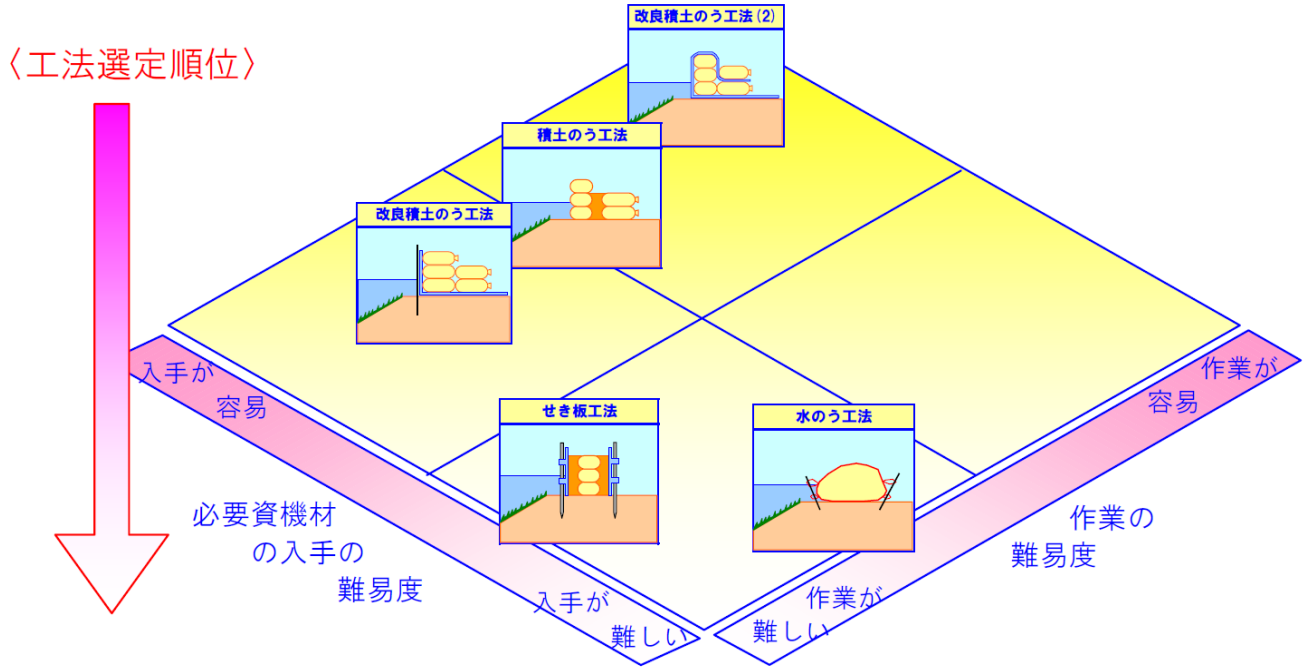

水のあふれ対策工法を選定する際の優先度

(4). 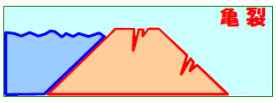

亀裂対策

亀裂対策として効果的な工法には、打ち継ぎ工法、籠止め工法、繋ぎ縫い工法があります。

打ち継ぎ(鉄線)工法　繋ぎ縫い(鉄線)工法	堤防に発生した亀裂を鉄線で挟み込み、亀裂が広がることをくい止める工法です。堤防上面に用いられる打ち継ぎ工法と、堤防上面から居住地側斜面にかけて発生した亀裂に対して用いられる繋ぎ縫い工法があります。
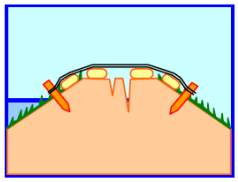 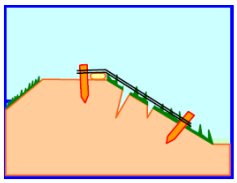	
［ポイント］　亀裂が広がろうとする際に、鉄線に直ちに引張り力が発生する状態が理想的です。このためには、鉄線に緩みがないよう固定することが重要です。	

籠止め(鉄線)工法	堤防に発生した亀裂を鉄線で縫い合わせることにより、亀裂が広がることをくい止める工法です。堤防斜面に広範囲に発生した亀裂に対して有効です。 ［ポイント］　亀裂が広がろうとする際に、鉄線に直ちに引張り力が発生する状態が理想的です。このためには、鉄線に緩みがないよう固定することが重要です。
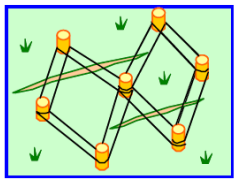	

これまで用いられてきた伝統的な亀裂対策工法には、折返し工法、繋ぎ縫い工法、籠止め工法、五徳縫い工法がありますが、すべて現地調達した竹材を主材料とするものでした。本書では、材料入手の容易さ、作業性の良さといった観点から、これらを鉄線使用の打ち継ぎ工法、籠止め工法、繋ぎ縫い工法に集約することとしました。

伝統的な水防工法（亀裂対策）		本書に掲載した工法
折返し(竹)工法 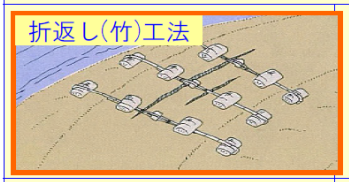	上面を挟むように堤防斜面に竹を挿し、中央部で竹同士を繋ぎ合わせ、亀裂の進行を防止する工法。	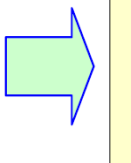 打ち継ぎ(鉄線)工法
繋ぎ縫い(竹)工法 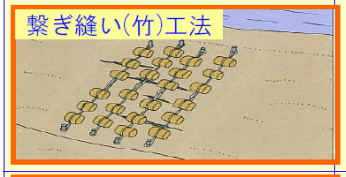	堤防斜面に発生した比較的大きな亀裂の両端に杭を打ち、その間を 2 本の竹で繋ぎ合わせ、亀裂の進行を防止する工法。	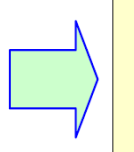 繋ぎ縫い(鉄線)工法
籠止め(竹)工法 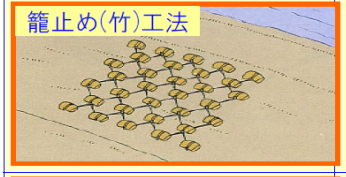	斜面に広範囲に広がった亀裂に対し、対角線状に打った杭を交互に竹で繋ぎ合わせ、亀裂の進行を防止する工法。	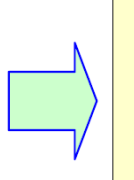 籠止め(鉄線)工法
五徳縫い(竹)工法 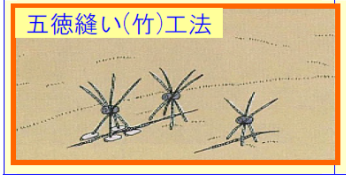	堤防斜面に発生した亀裂の周辺に竹を挿し込み、それらを束ねることにより亀裂の進行を防止する工法。	同構造ではないが、同様の亀裂防止効果が期待できる上記 3 工法で代用する。

打ち繋ぎ(鉄線)工法は、主に堤防上面に発生した亀裂に、籠止め(鉄線)工法、繋ぎ縫い工法(鉄線)は、主に堤防斜面に発生した亀裂に使用します。

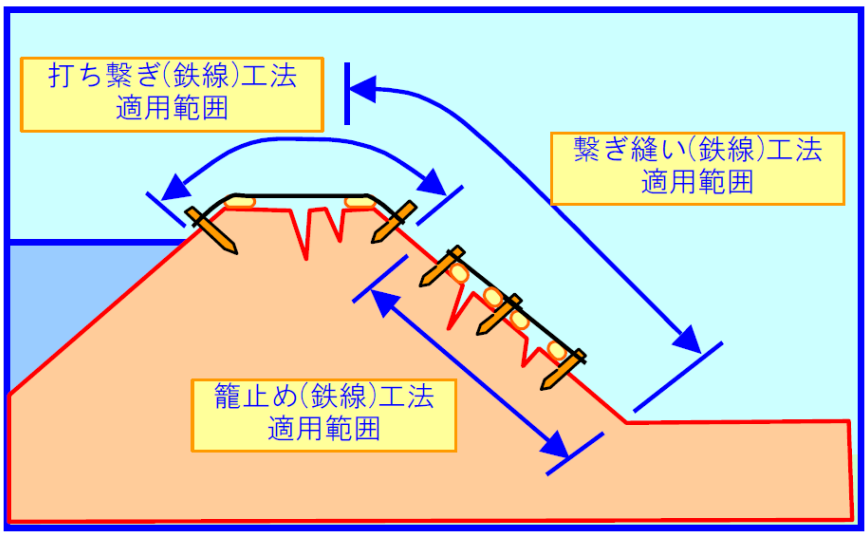

亀裂対策工法の適用範囲

被災箇所を考慮した亀裂対策工法の選定フローを示します。

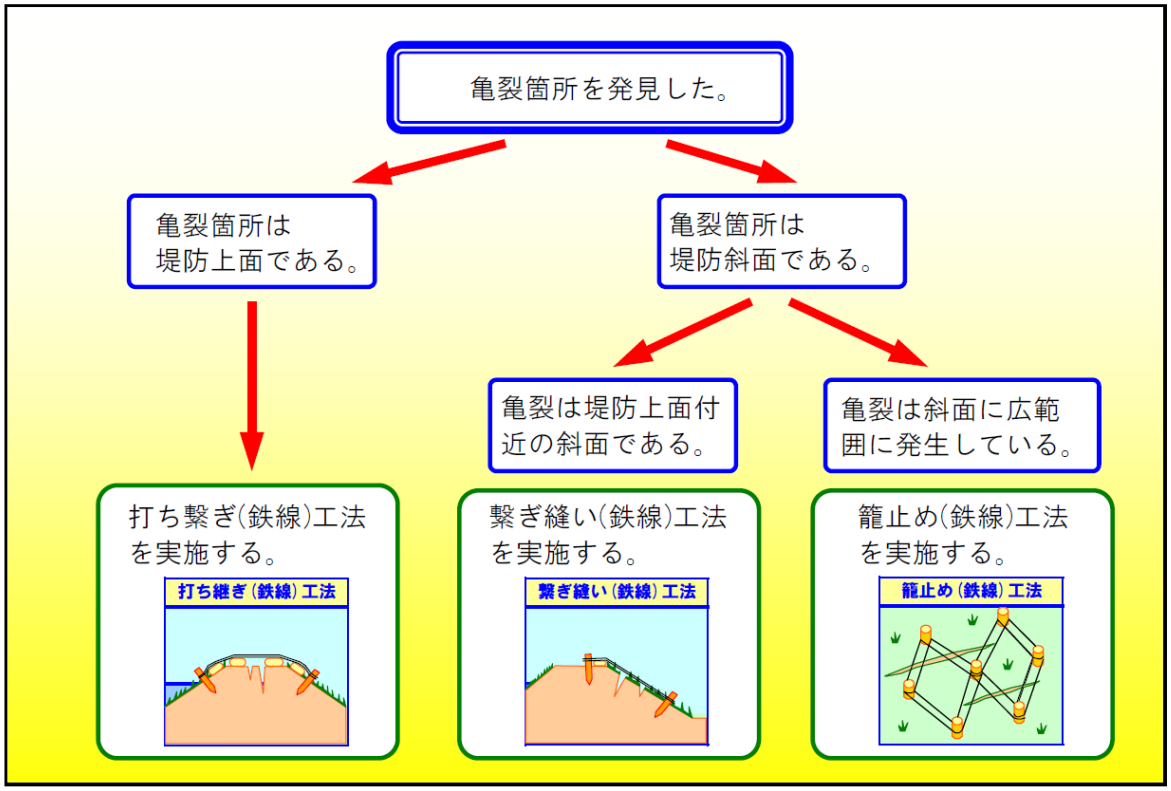

亀裂対策工法の選定フロー

(5). 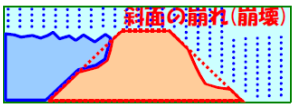

斜面の崩れ(崩壊)対策

堤防斜面の崩れ（崩壊）対策として効果的な工法には、大型土のう工法、杭打積土のう工法、築廻し工法があります。

大型土のう工法 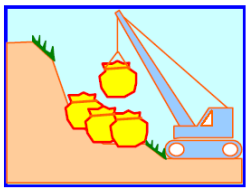	主に居住地側斜面の斜面崩れ箇所に、土木工事（仮締切り工）などで使用される大型土のう（1m×1m×1m）を充填し、決壊を防止する工法です。比較的規模の大きな崩れに対して有効です。なお、堤防高が低い箇所では、川側崩壊への対策としても適用可能です。 ［ポイント］　被災箇所の近くまでクレーンが近づける進入路を確保しなければなりません。また、建設業者の協力を求める必要があります。
杭打積土のう工法 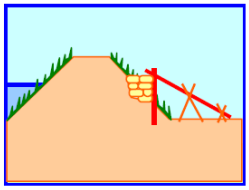	居住地側斜面で崩れの恐れがある場合、または比較的小規模な崩れが発生した場合に、対象箇所下面に打ち込んだ杭と崩れ面との間に土のうを充填し、崩れの進行を防止する工法です。 ［ポイント］　斜面崩れ箇所下部のすべりを杭と押え木でくい止め、上部の崩れを充填した土のうで押える構造です。杭を十分打ち込むことと、押え木で適切に支えることが重要です。
築廻し工法 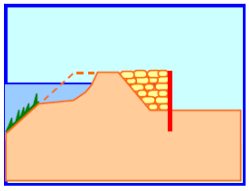	川側の深掘れ(洗掘)・斜面の崩れ(崩壊)で不足した堤防断面を居住地側に確保することにより決壊を防止する工法です。 ［ポイント］　川側の深掘れ・斜面崩れの反対側（居住地側）の同じ位置に、同程度以上の土のうを積むことが基本です。なお、併せて川側の深掘れ防止対策を実施すると効果的です。

大型土のう工法、杭打積土のう工法は、主に居住地側斜面の崩れへの対策として、築廻し工法は、主に川側斜面の崩れへの対策として使用します。

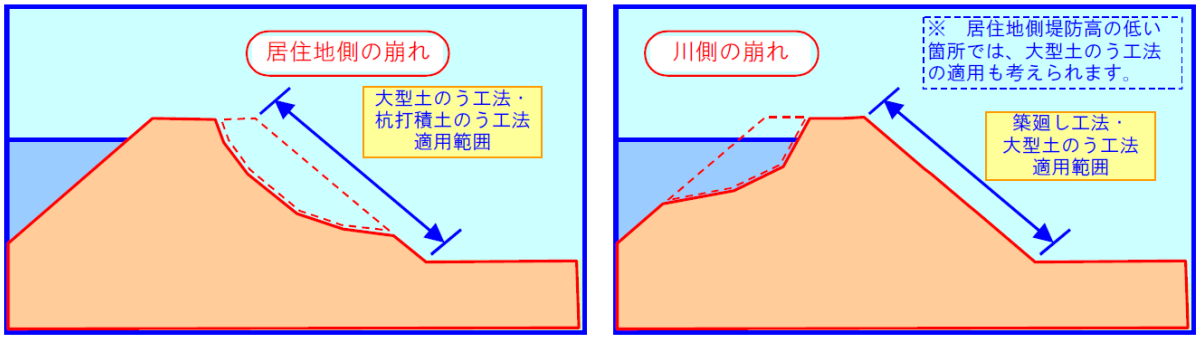

斜面の崩れ対策工法の適用範囲

被災箇所を考慮した斜面の崩れ対策工法の選定フローを示します。

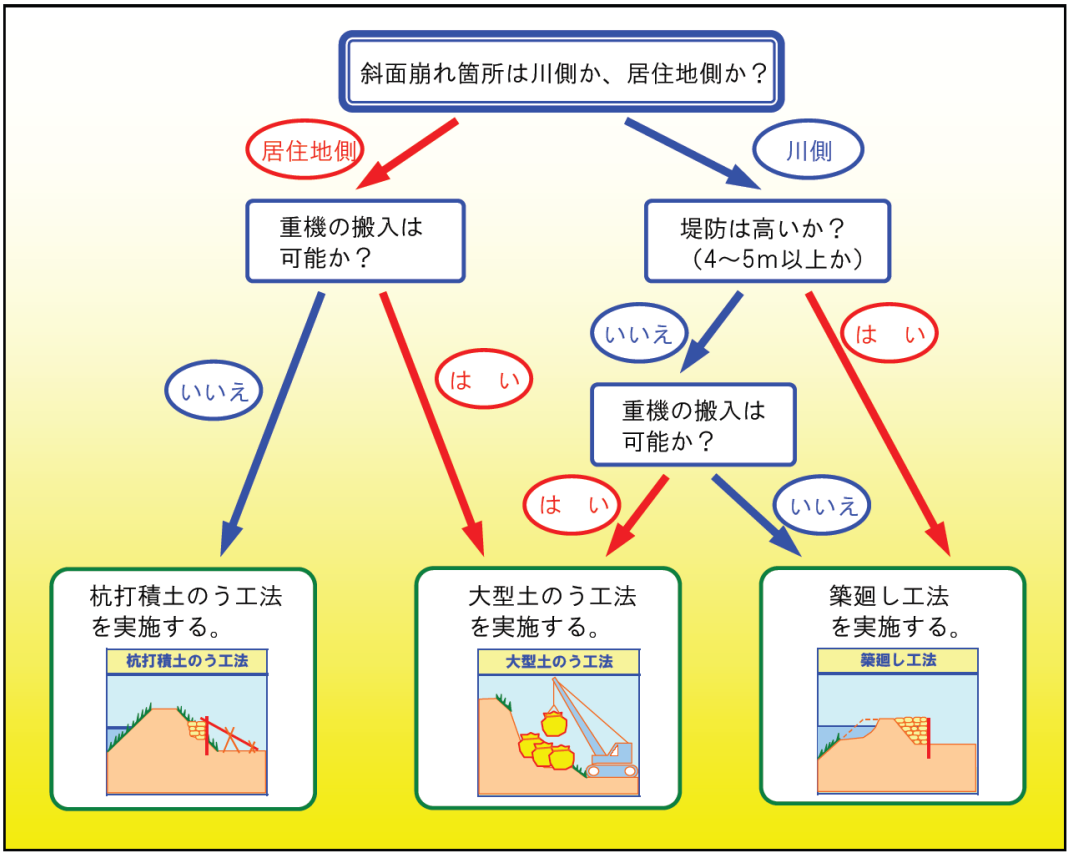

斜面の崩れ対策工法の選定フロー

川側の斜面崩れに対しては、築廻し工法に川側の深掘れ(洗掘)対策を組み合せる方法が効果的です。

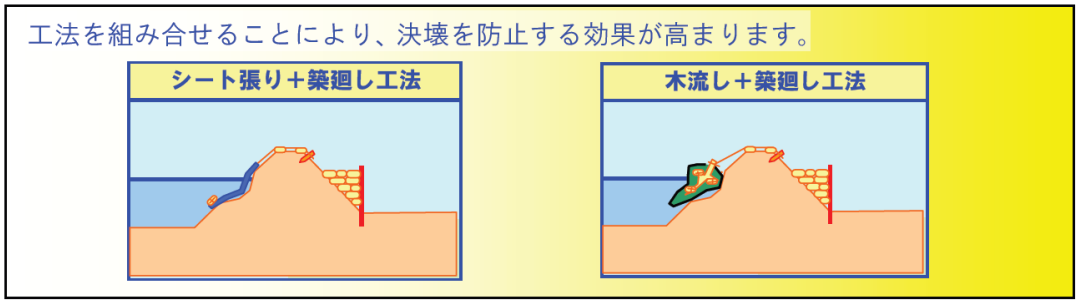

重機が搬入でき、かつ堤防が低い場合は、大型土のうを併用することにより、作業効率のよい応用工法を適用することが可能です。

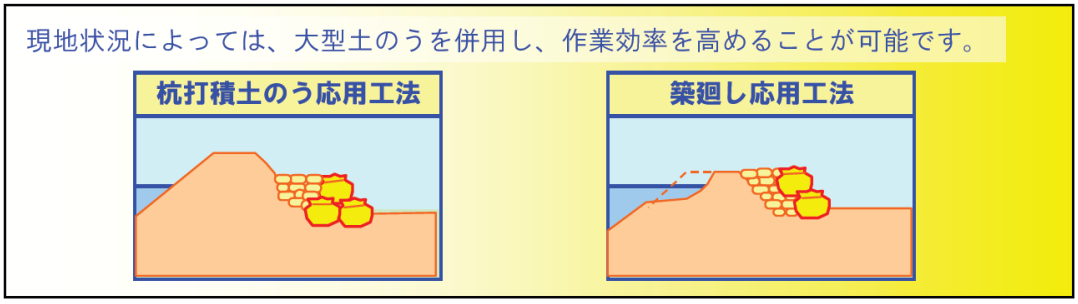

【参考文献】　国土交通省　中国地方整備局「時代に即した水防工法　工法選定と作製の手引き」抜粋
作製手順等は、中国技術事務所のホームページに掲載されています。
http://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/tech_dev/topics/suibou/index.htm

資料4　水防に関する用語集

河川の維持管理においてよく使われる用語

用　　語	説　　明
河川区域	河川及び両岸の堤防までの範囲を「河川区域」と呼ぶ。河川区域は、洪水などの災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域である。
（川の）〇〇市側 （右岸、左岸）	特定の地域やものの所在を表現する場合、地域に馴染みのある地名や地域名を使い〇〇町側という。
川側・居住地側 （川表・川裏）、（堤外地・堤内地）	堤防を境にして、水が流れている側を「川側」（川表、堤外地）、住宅や農地などがある側を「居住地側」（川裏、堤内地）。 もともとは、輪中の地区等において、土地を堤防で囲んで人々が住んでいたため、「堤内地」という言葉が生まれた。
堤防	計画河川流量を安全に流下させることを目的として作られた構造物で、ほとんどの場合は盛土になるが、コンクリートや鋼矢板などで構築される場合もある。
築堤部・掘込部	居住地側の地盤高に比べて、堤防の上面が高い河道を「築堤部」、同一又は低い河道を「掘込部」と呼ぶ。
護岸	河川を流れる水の力から川岸や堤防を守るために川側に設けられた施設を護岸と呼ぶ。
堤防斜面 （のり面）	堤防等の斜面。
（堤防の）上端	堤防の一番高い面。堤防の上端は道路として利用されているところもある。

用　　語	説　　明
低水路	通常（洪水でない時）川の水が流れる部分。
河川敷（高水敷）	低水路より一段高く、洪水の時には川の水が流れるところ。グランドや公園など、様々な形で利用される高水敷も、大きな洪水時には水に浸かってしまいます。
小段	堤防が高くなったときに安定性を保つために設ける水平な部分。維持補修や水防活動の作業を容易にする役割も持っている。
側帯	水防活動に利用する非常用土砂の備蓄や堤防の安定、環境保全などの目的で堤防の居住地側に土砂を積み上げた部分のことを「側帯」と呼ぶ。
水門	洪水時に居住地側の水路の水位より合流先の河川水位の方が高くなった場合に、その水が水路に逆流しないように設けられた施設。
堰	農業用水、工業用水、水道用水などの水を取るために、河川を横断して水位を制御する施設。（頭首工、取水堰）
漏水	河川の水位が上がることにより、その水圧で堤防や地盤の中に水みちができ、川の水が漏れること。浸水した状態が長時間続くと堤防が弱くなり危険性が高まる。
深掘れ（洗掘）	激しい川の流れや波浪等により、堤防の土が削り取られること。洗堀を受けた箇所が広がると、堤防が弱くなり、危険性が高まる。
堤防斜面の崩れ（法崩れ）	雨の浸透や川の流れ等により、堤防の斜面が崩れること。連続して生じると、堤防が弱くなり、危険性が高まる。
（堤防の）決壊（破提）	堤防の全部又は一部が破壊され、川の水が堤防から流れ出すこと。崩れや深掘れ、漏水が、増水した川で起きると、決壊が引き起こされる原因となる。
洪水	大雨や雪解け等により河川流量が普段より増大し、氾濫すること。
氾濫	河川の水等があふれ広がること。
外水氾濫	河川の堤防から水があふれ、または堤防が決壊して家屋や田畑が浸水すること。
内水氾濫	堤防から水があふれなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足等が原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫。
溢水・越水	川などの水があふれ出すこと。
浸水（冠水）	洪水による氾濫によって住宅や田畑が水に浸かること。
余裕高	氾濫危険水位に達しているものの、波打ったり流木などが流れてきても安全であるよう、堤防の高さに設けた余裕。小さな川では0～60ｃｍ程度、大きな川では２ｍ程度の余裕高が取られている。
洪水ハザードマップ	決壊、氾濫等の水害時における人的被害を軽減することを目的として、市町村において作成される地図。地図には浸水の範囲や深さ、避難場所、避難経路等の情報が記載されている。

資料5　浸水想定区域図

十勝川水系十勝川 浸水想定区域図

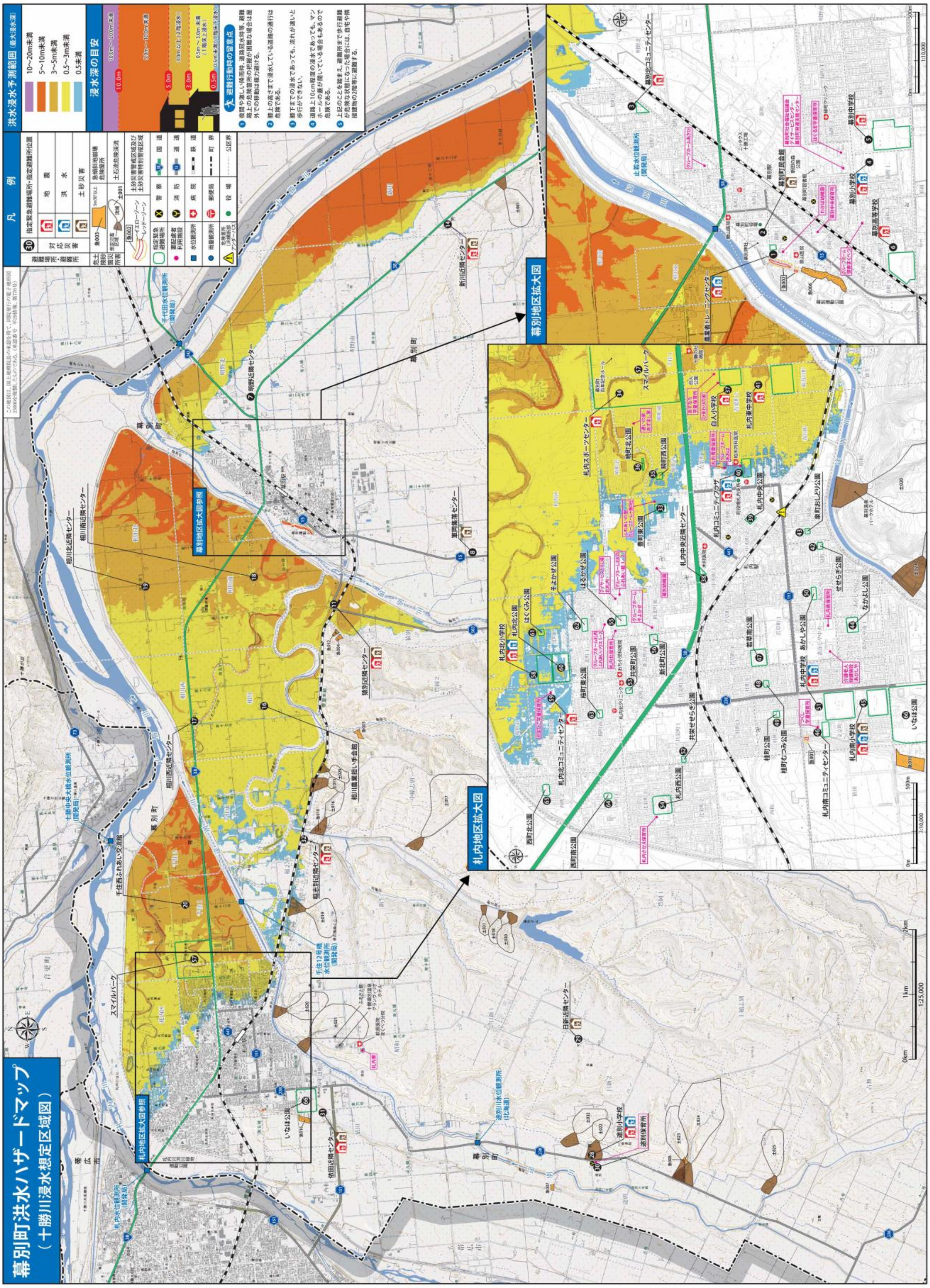

十勝川水系札内川 浸水想定区域図

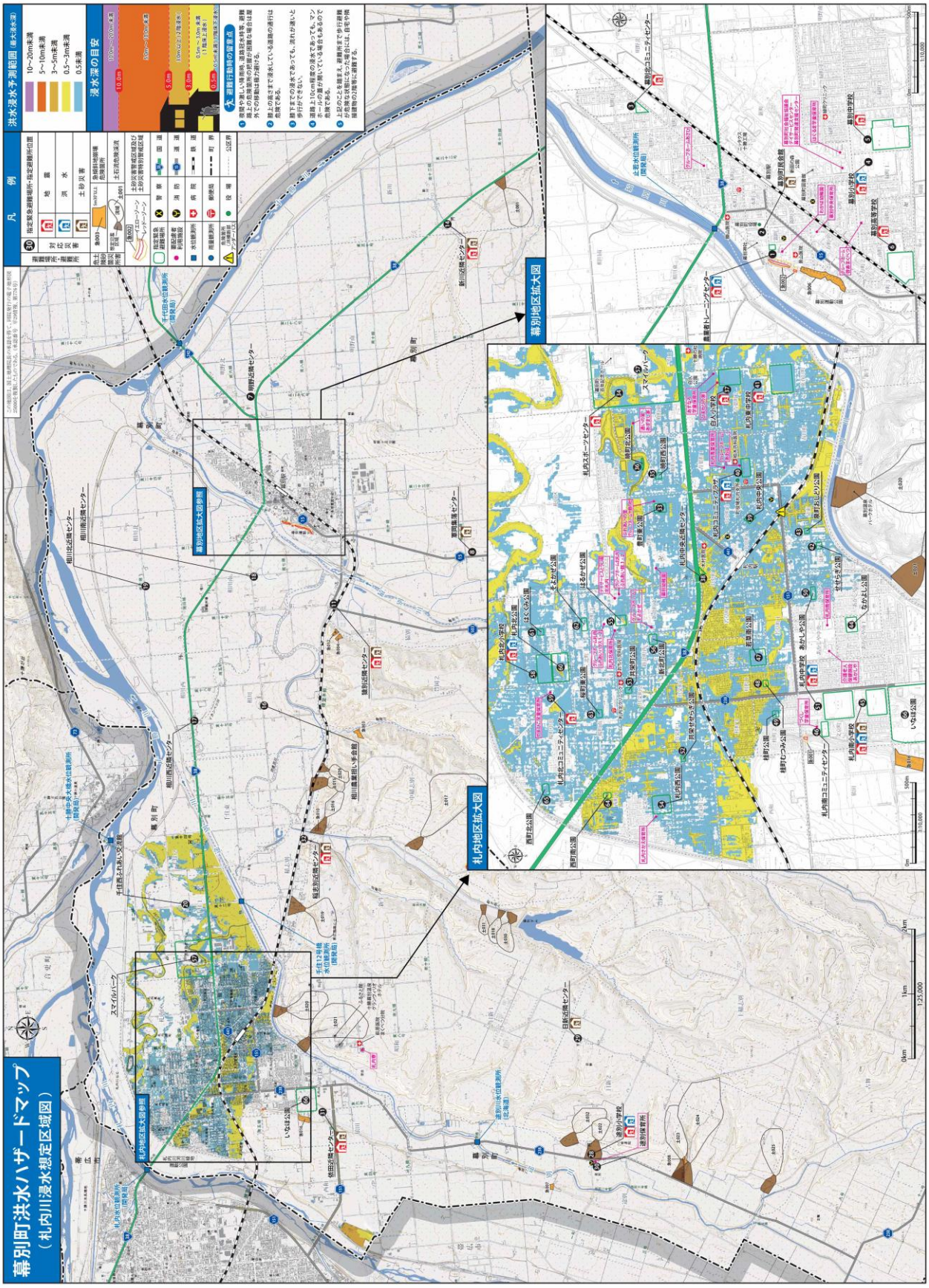

十勝川水系猿別川 浸水想定区域図

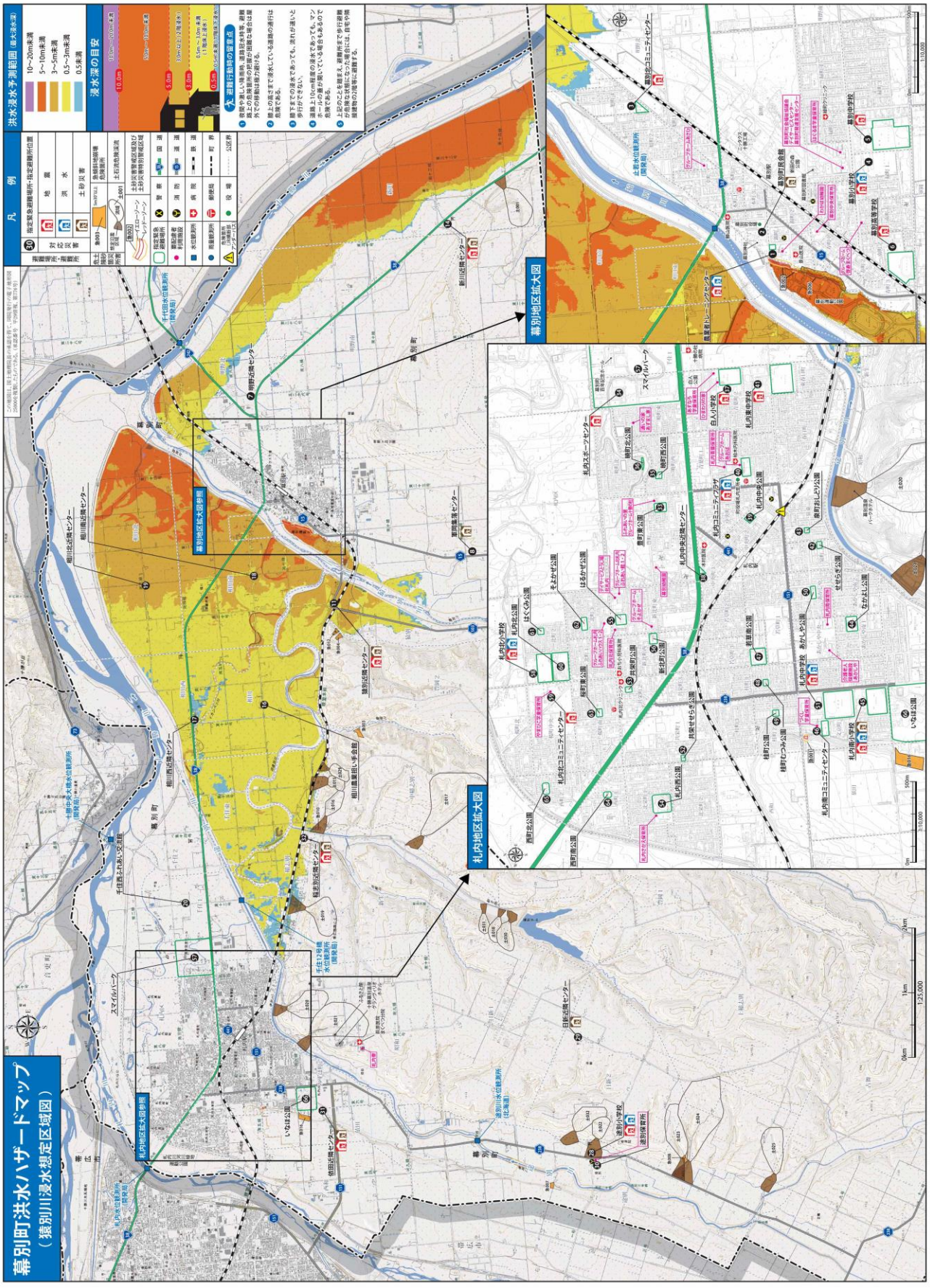

十勝川水系途別川 浸水想定区域図

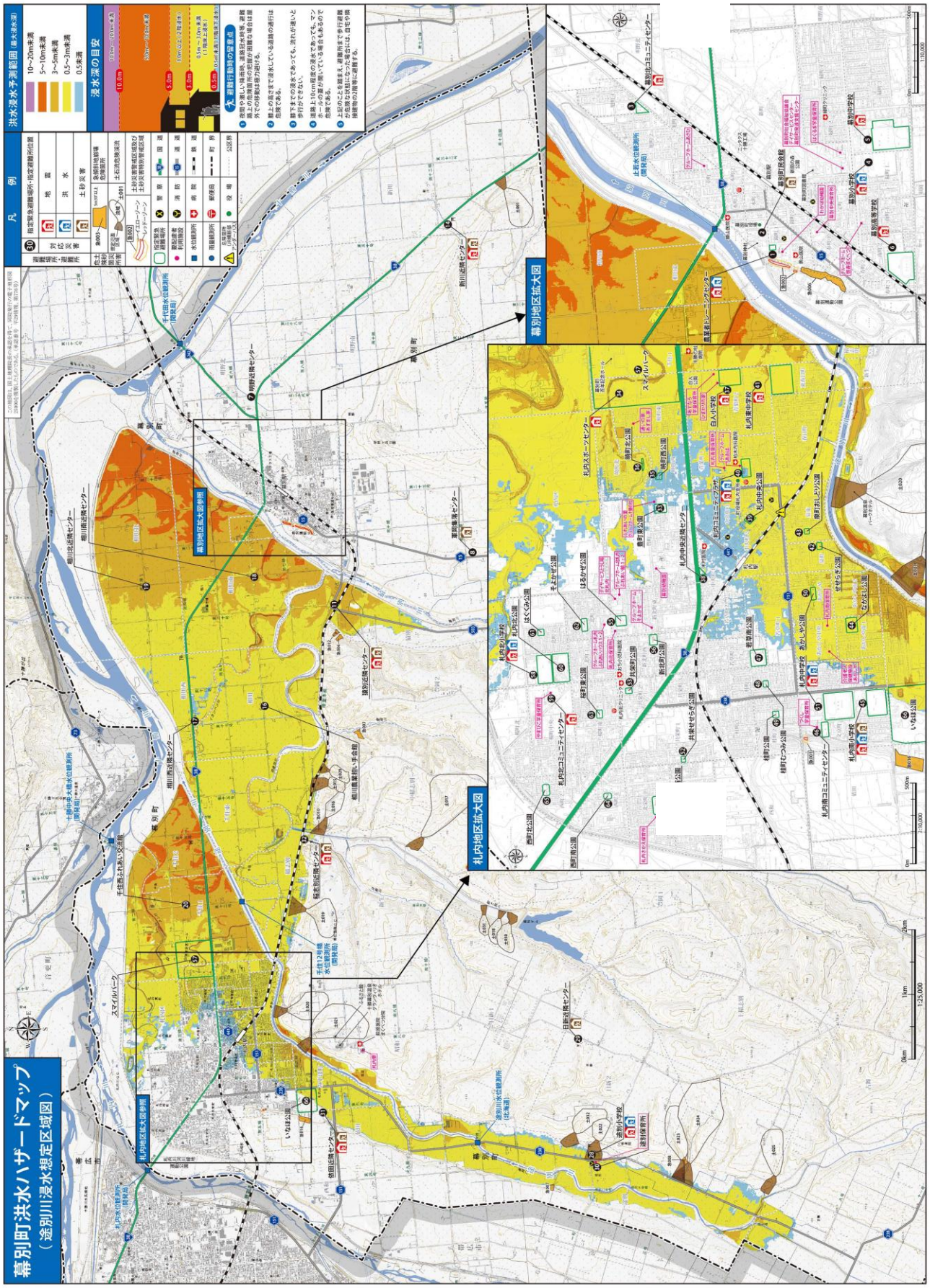

資料6　浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

幕別町地域防災計画 資料編 第５章 避難･救出資料５－７ 浸水区域内要配慮者利用施設一覧表より

１ 老人福祉施設

分　類　名	施　設　名	住　所	連絡先	定数	備　考
認知症対応型共同生活介護適用施設（GH）	そよかぜ	札内新北町 47-17	0155-55-5040	9	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
	北札内ふれあい館 1・2	札内新北町 77-5	0155-56-6650	18	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
	あおば	青葉町 311	0155-56-7797	18	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	かしわ	青葉町 311-1	0155-56-6188	18	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	札内ふれあいﾊｳｽ 1・2	札内北町 26-6	0155-55-4800	18	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
	ふれあいの里 十勝の杜	札内豊町 39-3	0155-56-8851	18	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
認知症対応型通所介護（予防）	通いの家あづまし家	札内暁町 259-84	0155-55-5551	10	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
通所介護	生活デイ　やんがー	札内北栄町 1-1	0155-26-1411		※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
地域密着型通所介護	医療法人社団翔嶺館 十勝の杜ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	千住 193-4	0155-56-8815		※浸水想定区域内（3.0～5.0m 未満）
	カラダらいず	札内共栄町 11-1	0155-29-3562	10	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽあんたく札内東	札内春日町 297-78	0155-67-8713	10	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	宅老所　笑楽日和	札内中央町 464-2	0155-66-6173	10	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
特定施設入居者生活介護(予防)	ノーステラス札内西町	札内西町 40-1	0155-67-6394	100	※浸水想定区域内（0.5m 未満）

サービス付き高齢者向け賃貸住宅	大地のはな	札内共栄町 38-3	0155-28-6255	18	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
住宅型有料老人ホーム	札内ハイグレードマンション	札内新北町 77-5	0155-56-6860	11	※浸水想定区域内（0.5m 未満）

２ 介護老人保健施設

分　類　名	施　設　名 (伝達責任者)	住　所	伝達方法	定数	備　考
介護老人保健施設	介護老人保健施設あかしや	札内あかしや町 42-10	0155-55-4165	150	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）

３ 障害者福祉施設

分　類　名	施　設　名 (伝達責任者)	住　所	伝達方法	定数	備　考
地域活動支援ｾﾝﾀｰ	ひまわりの家	札内青葉町 185	0155-56-6630	10	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
障害福祉サービス事業所	ひまわりの家（就労Ｂ、生活介護）	札内青葉町 185	0155-56-6630	29	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	ミラータイム（就労Ｂ、生活介護、日中一時）	札内中央町 319-48	0155-66-4681	31	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
	福祉サービス事業所笑心。（就労Ｂ、日中一時）	札内北町 21-19	0155-66-6741	20	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
	タッチあいあい（生活介護、日中一時）	札内中央町 523-10	0155-56-2452	20	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	それいゆ（放課後デイ、児童発達支援、日中一時）	札内青葉町 185	0155-55-5035	10	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	にーに（放課後等デイ）	札内北栄町 1-1	0155-26-2022	10	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	ひかり（日中一時）	札内北町 19-22	0155-67-1733		※浸水想定区域内（0.5m 未満）
	すてっぷ（日中一時）	札内共栄町 11-1	0155-29-3891	10	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
共同生活援助（ＧＨ）	グループホームケアホームほくえい 1-1	札内北栄町 1-1	0155-56-1411	20	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）

	グループホームケアホームほくえい 2-1	札内北栄町 2-1	0155-67-6781	10	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	グループホームケアホームほくえい 2-3	札内北栄町 2-3	0155-67-6783	10	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	グループホームたんぽぽ	札内暁町 281-9	0155-56-5130	4	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	アクシズサイド V	札内青葉町 304-24	0155-56-6112	4	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	アクシズサイド IX	札内春日町 297-35	0155-56-8620	4	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	アクシズサイド XI	札内春日町 297-48	0155-56-3677	4	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	アクシズサイド XII	札内春日町 297-49	0155-56-3522	4	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	アクシズサイド XIII	札内中央町 461 番地	0155-56-6335	10	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
	アクシズサイド XIV	札内中央町 330-13	0155-56-4411	10	※浸水想定区域内（0.5m 未満）

4 児童福祉施設

分　類　名	施　設　名 (伝達責任者)	住　所	伝達方法	定数	備　考
保育所	札内北保育所	札内新北町 75-1	0155-56-2049	90	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
	札内さかえ保育所	札内北栄町 23-1	0155-25-9011	120	※浸水想定区域内（0.5m 未満）
	札内南保育園	札内あかしや町 56-73	0155-56-3326	120	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
	札内青葉保育園	札内青葉町 310-36	0155-56-4131	90	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）
幼稚園	幕別幼稚園	札内豊町 9-1	0155-56-3335		※浸水想定区域内（0.5m 未満）
学童保育所	あすなろ学童保育所	札内青葉町 185-12	0155-56-6650	40	※浸水想定区域内（0.5～3.0m 未満）

	やまびこ学童保育所	札内桜町 132-1 札内北ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内	0155-25-5223	40	※浸水想定区域内 （0.5m 未満）

幕別町水防計画

沿革　平成元年６月　　幕別町水防計画策定
　　平成19年11月　　全面改訂
　　平成27年３月　　一部修正
　　平成30年２月　　一部修正
　　令和２年７月　　一部修正

幕別町水防災計画

令和２年７月改訂

発　行　　幕　別　町
編　集　　住民福祉部防災環境課

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町 130 番地1
TEL(0155)54-6601　FAX(0155)55-3008
E-mail：bosaikikikanrikakari@town.makubetsu.lg.jp